

1999年3月

女性の国際的夫人身売買に関する 地域会議報告書

1998年11月3-4日
タイ・バンコク市国連会議場

共催

ESCAP、ILO、IOM、タイ政府女性委員会、
財団法人女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1999年3月発行

目 次

行動計画と報告

女性の人身売買と闘うバンコック協定及び行動計画 1

前 文

国内レベル

A 概 要

B 予 防

C 犠牲者の保護及び人道的処遇

D 摘取者に対する制裁

E 医療及び心理的関与

F 本国帰還／再統合

G 情報／監視機構

H 参 加

小地域／地域／多国間レベル

女性の人身売買に関する地域会議報告 9

開会の辞（アジア太平洋経済社会委員会事務長 アドリアヌス・ムーイ） 21

開会に際して（参議院議員 竹村泰子） 22

性的摘取のために日本へ売買される女性たち

日本に売られたアジア女性たちの状況

基 調 講 演

子どもと女性の人身売買に反対する行動（サイスリー・チュティルク博士） 24

“人身売買”とは何か

行 動

アドボカシー（政策提言）と注意の喚起

I 国内行動

1) 防 止

2) 保 護

●人身売買された女性や子どものための情報

●警察や入管職員の態度

●援助の提供

●調整作業に備えて指針を作成する

●

3) 法、司法過程および法の施行

●分析や修正を要する法律

●司法過程の改善

●法の施行

4) 本国送還と再統合

●本国送還の指針

●大使館及び領事館の関与並びに二国間協定

●本国送還プログラム

5) 文書化及び調査

6) 機構及びネットワーク

II 小地域、地域レベルにおける諸国間の協力

女性及び子どもの人身売買は人権の侵犯である

今行動を

SAARC事務局声明 31

女性の人身売買 地域的、国際的仕組、イニシアティブ、見通し：概観（ESCAP） 34

1 序

2 人身売買の概念

3 国際規準及び標準

A 1949年条約

B 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約（CEDAW）

C 国連対女性暴力撤廃宣言（1993）

D 第4回世界女性会議

4 女性の人身売買と闘う国際行動

A 女性の地位委員会

B 人権委員会

C 犯罪防止と犯罪正義に関する委員会

D 国連組織の特別機関やその他の実体

V 女性の人身売買と闘う地域の仕組みとイニシアティブ

A 専門機関

B NGO

VI 見通し

今度取るべき行動についての提案

パネルディスカッション－NGO

日本「性産業の拡大とそれを止めるための世界的な諸努力」（羽後静子） 42

序

第2次世界大戦後の人身売買と反人身売買の闘いの状況

日本における性産業と犠牲者

IMADRの活動

ウズベキスタンからの報告（マブルダ・シリノバ） 45

インドからの報告（アニンデット・ロイ・シャウドハーリ） 48

序

人身売買	
勧告	
人身売買の被害を減らすには	51
女性の人身売買に関するESCAP地域会議向け発表の注記（ハミーダ・ホーセイン）	
I 人身売買問題	
II 南アジアにおける、やむをえぬ要因	
1 経済的脆さ	
2 社会的政治的脆さ	
3	
III 人身売買の実例	
IV 機関	
V 女性グループ／NGOの戦略	
VI 政府のイニシアティブ	
VII 地域ロビー活動	
VIII 将来戦略	
1 国際レベル	
2 地域レベル	
3 国内レベル	
タイからの報告・女性の国際間人身売買（シリポーン・スクロバニイク）	56
重犯罪としての女性人身売買	
女性人身売買の再定義	
女性人身売買	
強制労働および奴隸まがいの業務	
今後への提案	
パネルディスカッションのまとめ	59
羽後静子氏・差別と人種差別に反対する国際活動（IMADR）	
マバルダ・シリノバ・ウズベキスタン、SABR緊急センター、ディレクター	
アニディド・ロイ・チュウディハリイ氏・SANLAAAP	
・アシスタント・コーディネーター、インド	
ハミーダ・ホーセイン博士・ANWINM バングラデシュ	
シリポーン・スクロバニック氏・GAATW、国際間コーディネーター	
議論	

パネルディスカッション－政府・国際機関

女性の人身売買に関する南西アジア地域会議（ハンス・ヴァン・デ・グリンド）	64
問題についてのいくつかの観察から	
関与した機関や対応策の観察から	
子どもの労働と闘うILLOの対応策	
子どもの人身売買と闘うILLOの対応策	

能力づくりについて	
調整について	
IOMと女性の人身売買に関する地域会議	68
女性の人身売買	
さらに問題は悪化した	
新しい傾向、アプローチおよび支援	
女性の人身売買に関する地域会議のためのUNDP活動に関する情報 (UNDP 東アジア太平洋地域センター)	71
現在の活動	
国境なき活動	
今後の活動	
麻薬取締りと犯罪防止のための事務所内の関連活動 (ODCCP)	
フィリピンにおける人身売買	
可能な干渉策と活動	
性的搾取のための人身売買の分野におけるヨーロッパ協議会の仕事 課題と実績 (ソフィー・ピケ)	74
ヨーロッパにおける人身売買: なすべき課題	
ヨーロッパ協議会の行動と役割	
バングラデシュにおける人身売買 (ジャンティ・サンヤル法務官)	80
傾向	
法律	
法的手順	
人身売買と闘うGO (政府系組織) およびNGO (非政府系組織) の役割	
NGOの役割	
結論	
女性の人身売買: 新たな傾向、アプローチと行動 (オーロラ・ジャバト・デ・ディオス)	84
I 序	
II 女性の人身売買に見る最近の傾向	
III 行動と反応	
IV 地域戦略を開拓して、女性の人身売買に取り組む	

国別報告書

カンボジアからの報告	カンボジアにおける性的・その他搾取目的の女性と 子どもの人身売買をめぐる状況分析	91
問題への対応		
NGOレベル		
カンボジア王国政府レベル		
効果から見た現在の計画の限界		

性的・その他搾取目的の女性と子どもの人身売買の防止に取組む	
中期および長期計画に必要な活動	
法施行のレベルを高める	
意識を 養する戦略の採用	
貧困の軽減	
協同／調整／ネットワークづくり	
カンボジアからのNGO報告	
女性と子どもの人身売買の状況分析、その問題と闘う政治的意志ならびに	
CWCCの干渉（カンボジア女性危機センター（CWCC））	95
I 問題の背景	
II カンボジアにおける性的人身売買／搾取	
A カンボジア内外での人身売買	
B カンボジアの売春宿の状況	
C 心身の健康	
III 性的搾取と闘う政治的意志、政策および立法	
IV カンボジア女性危機センターの対応策	
A 直接サービス	
B 再統合、本国送還およびフォローアップ	
C 監視および法的扶助	
D 調 査	
E アドボカシー（政策提言）	
F 人身売買を含むVAW（対女性暴力）に関する地域共同体組織	
V 結 論	
中国からの報告 女性の人身売買に関する法律と厳しい取締りを強化する	104
1 中国における人身売買の展開と現況	
2 女性の権利を擁護する立法の強化と法律の整備	
3 女性の人身売買に対する中国の行動	
4 女性の犠牲者の社会復帰援助	
インドネシアからの報告 女性の人身売買 インドネシアにおけるその実際と政策法	107
1 序	
2 女性の人身売買の実際	
3 政策と法	
4 結 論	
ミャンマーからの報告 女性の人身売買（社会福祉省 ミント・ティエン）	110
序	
人身売買された女性の保護	
女性の人身売買の防止	
更生活動	
結 論	

ネパールからの報告 商業的性搾取目的の女性および子ども人身売買問題

(アーミラ・ボジビュア・シュレスタ) 115

序 論

状況分析

被害地および社会

一因となる要素

この問題と取り組むために講じられるべき問題と対策

予防策

- a 能力の確立
- b 施設の開発
- c 立法および法律の施行
- d 自覚をつくりだし、広めるための連絡網および社会的動員
- e 健康と教育
- f 雇用と所得の誘発
- g 救済と社会的再統合

この問題に対する反響

政府の主導権

ネパールからのNGO報告 無知な被害者：ネパールとインドの

国境を越えた女性と少女の密売買（ガウリ・ノプラハン） 122

問題の重大さ

問題の真相 検討と評価

ネパールにおける女性の人身売買に対する法と対策

憲法条項

民法 1964

人身売買統制法 1986

訴訟手続きと裁判権

特別管轄裁判権

法の不備とあいまいさ

女性への暴力と第9回5ヶ年計画

法律の強化の欠如

ネパールにおける女性と子どもの人身売買に対する新議案の制定に向けて

今後の方針と課題

変更のための要求

学ぶべき教訓

介入への戦略

被害者支援プログラム

結 論

パキスタンからの報告（ムシュタク・アーメド・カーン） 129

背 景

状況分析	
立法および行政の手段	
人身売買および売春の危険と闘う方策	
政府の方策	
困っている女性のための危機センター	
女性警察署	
N G Oの方策	
勧告	
スリランカからの報告　　女性の人身売買（カマルアイ・ウィックレマシン）	135
取るべき新しい対策と処置	
スリランカからのN G O報告　　女性の人身売買（ダルシー・ド・シルバ）	138
序論	
スリランカにおける女性の人身売買を定義する	
女性の人身売買の性質	
女性団体による介在	
ウズベキスタンからの報告（ディロバ・カブロバ）	142
女性の人身売買	
序論	
スリランカにおける女性の人身売買を定義する	
アジア女性人権評議会によるケーススタディー	146
マン・スー・パー・ポンのケース	
参加者リスト	149

女性の人身売買と闘うバンコック協定及び行動計画

前 文

我々、1998年11月3~4日にバンコックで開催されたESCAP/ILO/IOM/NCWA/AWF主催の「女性の人身売買に関する地域会議」の参加者は、

世界人権宣言、国際人権規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約及び女性に対する暴力の撤廃宣言に込められた根本原則を再確認し、

また、北京行動綱領並びにウィーン宣言及び行動計画に含まれる女性及び少女の人身売買に関する関連規定を再確認し、

女性及び少女の人身売買に関する1997年12月12日の国連総会決議52/98を想起し、アジア及び太平洋地域における女性の進歩を目指すジャカルタ宣言及び行動計画の実施に関するESCAP総会決議51/7を歓迎し、

また、第4回世界女性会議のフォローアップに関するESCAP総会決議52/3を歓迎し、女性の権利が人間の権利であることを認識し、

また、女性の人身売買との闘いが人間の尊厳を高めうることを認識し、

開発努力のあらゆる局面で女性の統合が、持続可能な開発の基礎であることを念頭に置きながら、

また、女性の政治的、社会的及び経済的エンパワーメントが女性の人身売買と闘う上で効果的に貢献しうることも念頭に置きながら、

依然として人身売買及び性的搾取の犠牲者となる女性の数の増えていることに深い懸念を表明し、

アジア・太平洋地域における現在の経済危機が女性の人身売買に与える影響に危惧の念をもって留意し、

また、女性の人身売買、売春及び子どもポルノグラフィーに新たな情報技術が次第に利用されている事態にも危惧の念をもって留意し、

世界経済のグローバリゼーションが世界的な性産業を生み出したという見解を表明し、

組織犯罪及び不正な手段で手に入る金が女性の人身売買における重要な要素であることを念頭に置きながら、

政府、政府間及び非政府組織、実業界、女性のアドボカシー（政策提言）グループ並びにその他民間分野の努力を強化して、女性の人身売買と闘う必要性を強調し、

女性の人身売買を含む、憎むべき犯罪である女性に対するあらゆる形態の暴力が人間の尊厳や価値と相容れないことを確信し、

特に女性の人身売買に重点を置いて、開発における女性のあらゆる重要な局面に関する調査及び研究を行うべきことを確認し、

ASEAN、SAARC、メコン地域法律センター、国内当局、NGO及びその他の民間の分野など、女性の人身売買との闘いに加わる地域及び小地域組織の果たしている重要な役割を認識し、

国際的、多国間及び二国間の援助機関および組織が本協定および行動計画に含まれているさまざまな活動提案や勧告の実施のために、財政援助を与えるよう促し、

アジア及び太平洋地域の女性の人身売買との闘いに関する協定及び行動計画を採択する。

I. 国内レベル

A. 概要

1. 関係政府機関、NGO及びその他民間の関係組織からなる国内委員会のような多元的国内機構を設立し及び強化する。
2. 北京行動綱領、ストックホルム行動計画の関連規定、及びSAARC決議に沿って、すべての関連政府機関の中での、NGO及びその他民間の関連組織との密接な協力により、特に女性及び子どもの人身売買並びに商業的性的搾取(以下では「人身売買」と称す)に関して各国で国内行動計画を策定する。
3. 既に国内行動計画を策定し諸国では必要な財源及び人的資源を国内行動計画を実施するため割り当てる。
4. 人身売買問題の国内状況分析の準備をし、NGO及びその他民間組織の協力を得て少なくとも2年毎に更新する。
5. 人身売買に関する法律が何も存在しないところではそれを立法し、また存在するところでは改正し、犠牲者を処罰の対象者としないこと及び秘密保持、客及び後見人を含め搾取者及び人身売買業者により厳しい刑罰を課すこと、並びに犠牲者に配慮した法的／司法手続きを採用することを、NGO及びその他民間組織の参加を見込むものとして確保する。
6. 法律施行機関内に特別チームを編成し、女性警官を含む訓練を受けた警官をスタッフとして、人身売買を扱う。
7. この問題に取り組んできたNGO及びその他民間組織により多くの支援を行い並びに協力を推し進める。
8. NGO及びその他民間組織と共同して、全体的、統合的及び多レベルのコンソーシアム(共同事業)アプローチを行い、プロジェクトの立案、実施及び監視にあたる。
9. 人身売買との闘いに際して維持さるべき共同体ベースのパートナーシップを開発する。
10. 法律、ルール及び取締り規則を改正して人身売買の犠牲者に援助が与えられるように取りはからう。

11. 人身売買の犠牲者を援助するにあたっては関係する官吏の中核を形成しつつ政府システム及び手続きを改善する。

B. 予 防

12. 関係する法律施行官吏、組織及び一般の人々間に法的な知識を提供する。
13. 女性及び少女に基礎教育、並びに有給雇用のための適切かつ優良な研修を提供する。
14. 女性及び適齢の子どもにより多くのかつより良い雇用機会を提供する。
15. 自営活動のための、政府系銀行から非常に低利又は無利子の直接貸しつけ額を増やすような、女性の経済的エンパワーメント計画を策定する。
16. 特に傷つきやすい女性及び子どもの集団のために、人身売買の危機にさらされている子ども向け奨学金計画、若しくは総合的な共同体ベースのイニシアチブ、又は職業訓練及び開発のための民間セクターとの協力のような、特別のアファーマティブ・アクションを策定する。
17. 人身売買と闘うためにメディアのみならず、新しい情報テクノロジー及び旅行関連業を含む実業界を啓発及び動員する。
18. メディアの中での女性のポジティブなイメージ作り及びプライバシーの権利を含む、人身売買された犠牲者の権利に対する感性及び倫理コードを開発するためにメディア組織との協力を醸成する。
19. 注意を喚起するためマスメディアを通して、できるだけ広範に法律、文書及び議定書に関する情報を普及させかつ人身売買の現実に関する情報キャンペーンを子ども及び非識字の女性によって容易に理解されうる形態を含み、一般大衆向けに実施する。
20. 警官及び入国管理職員を含め、弁護士及び判事、並びに法律施行要員のような、戦略的ターゲットグループの研修活動を強化する。
21. 人身売買業者がターゲットにしている地域及び区域において適切な社会・経済的干渉を行い並びにそのための機構を作る。
22. 危険にさらされている女性及び子どもに直接接近するNGO並びにその他民間組織を強化しつつ支援する。
23. 原住民のような脆弱なグループ及びコミュニティーに手を差し伸べるために現地語及び方言の使用を含め、その問題に関するより大衆的かつ革新的な形態の教育及び意識化を工夫する。
24. すべての子どものために小学校から高等学校レベルまで無償の義務教育（それがないところでは）を導入する。
25. ジェンダーに配慮した及びその他の適切な研修を行い、並びに経験あるNGO及びその他の民間組織と協力して、人身売買の犠牲者になりうる女性及び少女のエンパワーリングを構築する能力づくりに投資する。
26. 国家及び国際レベルで女性及び子どもの人身売買、並びに強制労働、奴隸制及び奴隸

制的慣行を助長する要因を際立たせる性産業の社会的及び経済的原因について総合的調査を行う。調査及び研究データはとりわけ需要側すなわちセックスター、郵便注文花嫁、エンターティナーの輸出等での女性売買のダイナミックス、原因及び形態に関する情報及び知識を提供進できるものとする。

C. 犠牲者の保護及び人道的取扱い

27. 人身売買の犠牲者が再び犠牲になることを防止するためにジェンダー及び子どもに配慮した司法手続きや裁判官、裁判所書記官、検察官を含む司法スタッフの研修を策定又は強化する。
28. 既存法の下で人身売買の犠牲者の人道的取扱いを保証する。
29. 人身売買の犠牲者の健康への影響を研究する。
30. 累犯を防ぐため有罪となった人身売買業者に対するフォローアップを行う。
31. 権限ある立場の者を含む加害者の報復行為から人身売買の犠牲者、その家族成員及びサービス提供者を保護する。
32. 証人保護法及び手続きを開発並びに実施する。
33. あらゆる手続きの期間に有能かつ資格を有する通訳／翻訳者を利用できるようにし、かつ関連文書及び記録はすべて人身売買の犠牲者の利用に供する。
34. 無料の法的扶助を行う。
35. 人身売買の犠牲者に及ぼされた経済的、身体的及び心理的損害に対する救済の法的可能性を探る。
36. 人身売買の犠牲者に自国の大使館／領事館を利用する又は、大使館／領事館代表がなければ、国の外交代理人又はかかる者を保護する任務を託されたいずれかの国若しくは国際的な機関を利用させる。
37. 人身売買業者に対する取調べ及び訴追の期間はいかなる時も人身売買の犠牲者を拘留しないよう積極的な策を講ずる。さらに、人身売買に関するいかなる訴追又は関連する刑事訴訟においては立証責任を犠牲者に負わせることを避ける。
38. 犠牲者が偽装旅行若しくはその他の文書又はビザの使用を理由に犠牲者を訴追するのを避けるために適切な法律を策定／改正する努力を払う。
39. 拘留、強制退去若しくは法的身分の喪失となる可能性のある刑事又はその他の訴訟において人身売買の犠牲者に法定代理人を提供し、かつ犠牲者に支払う余裕がなければ無料の法定代理人を提供する。
40. 適当な補償を確保することに加えて人身売買された結果として犠牲者が被った可能性のある借金のすべてを支払うために人身売買で有罪となった者のすべての資金／財産を利用する。
41. 申し立てられた犯罪を犯したためにその国の刑法の下で逮捕される人身売買の犠牲者には、以下のような配慮を与える。

- 人身売買の犠牲者が受けた身体的、心理的若しくは経済的な強迫又は予審及び裁判手続き中は強迫又は強制の抗弁の一部並びに、もし有罪を宣告されたとしても判決を下されるさいに状況を軽減するものとみなされる。
42. 人身売買の犠牲者をいつでも自国内外へ出入りさせることを含め、市民のボランティア運動は妨害又は邪魔されるべきではない。
43. 出身国政府は海外の自国民を保護するために目的国及び通過国において可能なすべての外交チャネル並びに資源を使用すべきである。

D. 人身売買業者に対する制裁

- 44. 人身売買業者の資産を没収する。
- 45. 人身売買の犠牲者に補償する。
- 46. 借金で縛ること及びセクシャルハラスメントに反対する規定を含めるよう労働法を改正する。
- 47. 人身売買にかかわった官吏を取調べ、逮捕及び起訴する。
- 48. 人身売買業者に対する極刑（例：死刑）は裁判官がそのような刑を下したがらないために人身売買に関する法律の完全施行を保証していてもなかなか実行されないことを考慮に入る。

E. 医療及び心理的介入

- 49. 国によるカウンセリングセンター又は、適当な国の機関がなければ、国によって資金が提供された民間機関によるカウンセリングセンターのような、適切で、秘密を守りかつ十分な医療及び心理的ケアを提供する。
- 50. 当該者から要請のある場合にのみ秘密厳守のHIVテストサービスを行う。加えて、どのHIVテストも適切な事前及び事後のカウンセリングを同時に行わなければならない。国連人権センター並びに世界保健機構が実施したエイズ及び人権に関する国際相談報告書（ジュネーブ、1989年7月）に規定されている基準に従うべきである。

F. 本国帰還及び再定着

- 51. 犠牲者の援助及び取扱いに関する詳細な手続きを含めてガイドラインを設定しつつ所轄の責任ある機関の間の行動調整をおこなう。
- 52. 強圧的なものというよりむしろエンパワーするような手段に焦点をおく。
- 53. 入管及び警察、大使館又は領事館、NGO並びに公立の福祉機関のような人身売買との闘いに関するさまざまな当局の間で合意された手続きを用意する。
- 54. 人身売買の犠牲者が活動的な主体となって社会を人身売買問題に向かわせることができるようなサバイバー（生存者）プログラムを開発する。
- 55. 人身売買の犠牲者を自分の社会に再定着させるための体系的な支援及びフォローアップ

プ行動により彼等の再統合プロセスを改善する。

56. 雇用、教育又は一層の職業的及びその他の研修、住宅並びに特別医療及びサービスの分野において支援を必要としている犠牲者を支援する。
57. 政府組織又は非政府組織のどちらであれ現地機関の提供すべき明確に定義されていながらもしかし柔軟な再定着プログラムを開発し及び提供する。
58. 法的改革、保護及び再定着の戦略の策定において犠牲者及び人身売買の犠牲者を扱う組織と相談プロセスを推進する。
59. 人身売買の犠牲者が自分の希望にそって、無事帰国するよう促進し、犠牲者が出身国へ戻ることを望まない場合には二国間の協定に柔軟な対応を探す。
60. 人身売買の犠牲者に社会的支援を提供するにおいては現地政府の役割を強化する。
61. 人身売買の犠牲者の癒し及び救済の方面に取り組む多分野のチームを創設しつつ支援する。
62. 人身売買犠牲者の再定着のために、(もしなければ) 政府機構を設置する。
63. 人身売買の犠牲者のために家族及び地域社会ベースの計画を支援する。
64. 人身売買の犠牲者が自分の母国に帰国することができるようにするため及び裁判手続きに備え必要な資金を提供する。

G. 情報／監視機構

65. CEDAW、CRC、北京行動綱領及びストックホルム行動計画のような主要な国際法および文書に含まれている原則を国内政策並びにプログラムに統合する。
66. 女性たちが移住することを決める場合に彼女らが詳しい情報に基づく決定をできかつ人身売買の犠牲となった場合に助けを求めることができるよう機会及び女性の法的権利を明らかにする狙いで情報及び予防キャンペーンを出身国及び目的国において組織、奨励並びに支援する。
67. 人身売買を防ぐ闘いに従事している勢力による情報の共有及び教育目的のためにマルチメディア技術の使用を増やす。
68. インターネットを含み、子どもポルノグラフィーを監視しつつ監視報告書を関係当局の利用に供する。
69. 人身売買された女性及び子どもの出身地域、ルート並びに行き先を確認し及び地図を作成し、かつ信頼でき及び適切なデータベースを作る。
70. 人身売買の状況について総合的な、行動を目指した、文化に配慮した調査を実施する。
71. 女性の人身売買の事例を記録するための体系的な手続きを導入する。
72. 情報の普及、防止、保護、本国送還及び再統合の行動において出身国の大蔵省並びに領事館の関与を促進する。
73. 出身国及び目的国双方において当該女性並びに子どもに近づく最良の位置にいるNGOと協力して計画を開発する。この目的に向かって、NGOにはなかんずくより大

きな開発の協力を通じて、効果的な支援が提供されるべきである。

74. 出身国、通過国及び目的国における関連組織間での情報交換を強化し及び促進する。

H. 参加

75. 共同体、地方及び国レベルで青年を含む社会におけるすべての関係グループの参加を促しかつ維持する。
76. 選ばれた代表者、伝統的及び宗教的指導者の積極的な参加を募る。

II 小地域／地域／多国間レベル

1. 女性の人身売買に反対して取られるべき詳細な手続きを決める小地域及び二国間条約をつくること。
2. ASEAN及びSAARCのように、子どものための地域並びに小地域行動計画を実施する。
3. 証拠の共有、情報の交換、合同調査及び交換計画を含めて、法律、施行における国際的な相互援助を推進する。
4. 人身売買の状況を監視するためにCEDAW委員会、人権委員会、国連人権委員会、子どもの権利に関する委員会、インターポール、その他の間を含む国際監視機関との協力及び連携を強化する。
5. 人身売買の焦点を含めて地域及び小地域の枠組みを設ける。
6. 国内、小地域及び地域レベルで、組織、機関及び専門団体のネットワークづくり並びに調整を奨励する。
7. 北京第4回世界女性会議及び子どもの商業的性搾取に反対するストックホルム世界会議をフォローアップするために年1回のペースで経験の交換、調整及び協力のためのフォーラムを開催することに努めること。
8. 北京行動綱領のための国連内部機関のフォローアップ機構を支援及び強化しかつストックホルム会議のためにも同様の機構を設置する。
9. 女性及び少女の人権並びに基本的自由の侵害の原因の一つとしてこれらの行為を調査している、女性に対する暴力に関する国連特別報告者の女性の人身売買の分野での作業を激励及び支援し、すべての関連情報を提供する。
10. 女性の人身売買に反対する地域特別委員会を設立することを考慮する。
11. 人身売買を除去するために国際的、地域及び小地域の機関の有効性を監視並びに査定する。
12. 人身売買に反対するプロジェクトにおける公式の開発援助の枠内で二国間のパートナーシップを奨励する。
13. 人身売買の犠牲者のいるところに犠牲者を援助するためのセンターを設置する。

14. 活動の重複を避けることにより既存の資源を最大限に活用するために国際機関の間のより一層の協同、調整及び協力を推進する。
15. 人身売買と闘うための適切な手段を工夫するために人身売買の経済的次元を分析する。
16. 人間の安全並びに組織化された犯罪と闘うこと及び防止することのような新しい次元にこの問題を統合させる。
17. 女性の人権の侵害として人身売買の認識を強化する。
18. この行動計画を実施に移すために、新しい地域機構を設置する可能性を探る。
19. ASEMフォーラム及びAPECのような重要な政治的及び経済的フォーラムにこの問題を統合する。
20. 本国帰還及び再統合の目的で人身売買の犠牲者を支援するために地域基金を設ける可能性を探る。



女性の人身売買に関するバンコック地域会議

I. 会議の組織

A. 出席

1. 国際労働機関（ILO）、国際移住機構（IOM）、タイ女性問題委員会（NCWA）及びアジア女性基金（AWF）の協力でESCAPにより召集された、女性の人身売買に関する地域会議は1998年11月3日から4日までバンコックの国連会議センターで開催された。その会議にはアジア及び太平洋地域における15ヶ国の女性の進歩のための国機関から70名が参加した。さらに、19の非政府組織、3の政府間組織及び4の国連機関からの代表が会議に参加した。

B. 開会声明

2. 開会声明においてESCAPの事務局長は最近の経済混乱の結果として貧困及び欠乏が深化していることにより女性の商品化の増加を生じさせていることに関して懸念を表明した。失業及び貧困を増大させること、子ども、とりわけ少女が学校からのドロップアウトすること、並びに為替相場の下落したことがセックスツアーを含む観光旅行業をより魅力的なものにさせていることは性的搾取を目的にした女性及び子どもの人身売買増加を誘発しかねない。女性及び子どもの人身売買並びに商業的性的搾取に関する1997マニラ国際会議から1年経過し、今回の会議はこの問題に関して何がなされたのか又はなされなかつたのかを見直す好機となった。事務局長は女性及び子どもの人身売買と闘うための戦略は活動の国境を越えるかつ国際的な性質と対決しなければならないと強調し、そしてさらに、特に[人身売買の]発生源の区域では、努力対象は絞られるべきもあり、かつ多元的なアプローチをこれらの焦点目標に集中すべきことも指摘した。

3. 人身売買と闘うために国内、小地域、地域及び国際レベルでなされた立派な努力に留意し、事務局長は当女性の人身売買に関する地域会議を召集するための指示を含め、ESCAPで採択された決議が各国政府に北京行動綱領の迅速な実施を促したことについて言及した。当会議が人身売買に反対するための手段に関する地域コンセンサスの出発点となり、各国が国内計画の採択したり、国内機構を設立したり並びに二国間及び小地域協定を締結するという重要な行動提案を取り上げることが期待された。事務局長はそのような地域コンセンサスがこの問題に取り組む地域における各国の公約になると強調した。開会声明を終るにあたって、同事務局長は女性及び子どもの人身売買並びに商業的性的搾取の防止及び根絶に向かって政策が実施されるよう、ESCAPが引き続き政

府、N G O、民間団体及び国際機関の間の連合並びにパートナーシップの樹立の努力を支援することを約した。

4. E S C A P 事務局長の開会声明に続いて、日本の参議院議員で総務委員会委員長を務める竹村泰子氏が開会の辞を述べた。この 12 年間、彼女は日本の議会の一員として女性の問題を支援し常にかかわってきたが、女性及び少数派の権利のみならず特に女性に対する暴力の問題にかかわってきた。この点から性的搾取を目的とする女性の人身売買は彼女にとって最も重大な問題である。比較的貧しく、技能を持たず及び往々にして文字の読み書きできないアジア女性は、[自国より] 豊かな国へ移住労働者として合法的に働くために自主的に旅行する機会はほとんど又はまったくない。したがって、彼女たちは往々にして犯罪ネットワークやシンジケートの一員でありこれらの女性たちをごまかして日本に連れ込む募集機関やブローカーに大きく依存しか方法がない。過去及び現在における性的搾取の事例をあげて、竹村氏は女性の性的搾取の問題が複雑かつ込み入っていることを指摘した。開会の辞の終りに、同氏は女性の人身売買防止及び根絶のためのパートナーシップがこの会議の結果として規約、協定又は最低基準の形で実現するだけでなく、実際の協力及び利用できる情報交換のネットワークが開発されることを希望する旨を述べた。

C. 役員選出

5. 会議ではウルミラ・シレスタ氏（ネパール）を議長に、ムスターク・アーメド・カーン氏（パキスタン）及びスリワタナ・チャラジャタ氏（タイ）を副議長に、並びにリース・シレガー氏（インドネシア）を報告者に選出した。

D. 議題の採択

会議では以下の議題を採択した。

1. 開会式
2. 役員の選出
3. 議題の採択
4. 基調演説
5. パネルディスカッション
6. 作業グループ会議：協定及び行動計画草案の検討
7. 協定及び行動計画草案の考察並びに採択
8. 報告書の考察及び採択
9. 閉会式

II. 基調演説

6. 会議の実質的な開会は、子ども及び女性の人身売買と闘うために必要な行動に関しての基調演説をおこなったタイ代表、上院議員のサイスレー・チュティクル博士によってはじめられた。これに続いたのが南アジア地域協力連合（S A A R C）代表による南アジアにおける女性及び子どもの人身売買に反対する S A A R C のイニシアティブに関する発表であった。最後に、国際的及び地域機構並びに女性の人身売買に関するイニシアティブの概観が E S C A P によりなされた。
7. 3つの主要領域での実際の行動が子ども及び女性の人身売買という犯罪と効果的に闘うために確認された。すなわち、
 - (i) [人身売買]問題の理解を改めかつ人身売買の犠牲者に対する態度を変えさせるため、人身売買に取り組んでいるすべての行動者及び考えられる行動者（N G O、国際組織、関連のある公務員）並びに一般大衆の間に広くより一層の政策提言及び注意力の喚起をおこなうこと。
 - (ii) 防止、保護、法律改正及び法律の施行、本国帰還及び再統合、記録及び調査、並びに最も重要なのが国内活動の改良された調整の領域に取り組むことを必要としている国内行動。
 - (iii) 本国帰還、再統合、引渡し協定及び法律施行における相互的法的援助及び協力並びに人身売買業者が法律によって罰せられるのを確実にするための刑事手続き、法律の調和及び改善された情報共有、人身売買に反対する行動における他のフォーラム（例えば A S E A N 及びそのさまざまな委員会、メコン小地域グループ、国境問題の合同委員会）を巻き込むことを探求することを含む数多くの領域における調整を要する小地域及び地域レベルでの諸国間の協力。効果的な戦略及びガイドラインの立案並びに取りまとめは重要であるが、行動及び実施がより一層強調されるべきである。
8. 南アジアの経験や売春を目的とした女性及び少女の人身売買を防止しつゝこれと闘うことに関する小地域協定の取りまとめに向けてとられた南アジアの経験及び行動は問題に真剣に取り組むために南アジア小地域内での意識的な努力の結果だった。少女たちが直面した問題が優先事項となつたために S A A R C 少女の 10 年（1991-2000）及び特に困難な境遇に置かれている少女の状況のための特別な介入策が生まれた。これらの行動が今度は少女の問題を扱うための国内計画の強化につながる努力を加速させることになった。売春を目的とした女性及び少女の人身売買を含む対女性暴力というテーマは 1997 年の第 9 回 S A A R C サミットの議題になった。各国政府がこの問題に寄せた大きな关心や諸努力の調整を公約したことは 1999 年の第 11 回サミットで署名されることが期待されている売春を目的とした女性及び子どもの人身売買という犯罪と闘いに関する協定

草案を練り上げる準備に道を開いた。

9. 人身売買に関する国際基準及び人身売買問題に取り組むための国際行動について議論された。この問題への取り組みを委任された数々の国連機関（女性の地位委員会、人権委員会並びに犯罪防止及び犯罪正義委員会）の活動の中で、焦点はなかんずく、国際決議の採択並びに人身売買及びその新しい形態と闘うためのモデル戦略及び実践方法及び行動計画の協定取り纏めに置かれている。近年では国際社会で人身売買問題の重大性に鑑み各国は多くの国際フォーラムで人身売買に関する国際的政策への国際的公約を明らかにするよう求められることが多くなっている。国連の専門機関その他の組織の計画及び関連の活動は助言及び技術的支援を通して、国際的公約が実行されうるようになって、国内及び地域レベルで状況を変える上で重要な役割を果たしている。人身売買に取り組んでいる非政府組織の仕事は国内及び小地域レベルで人身売買の危険性をさらに意識させるのに役立っている。多くの場合、人身売買に関する国内行動計画や法律改正努力の中の重要部分になっている。将来について言えば、売春及びその他の形態の性的搾取を目的とした新たな情報技術の利用が増え、人身売買の分野で働く組織、個人にとつてすでに難しくなっている問題をさらにひどくするだろう。アジアの経済危機や地域全体の多くの国で見られる貧困の深刻化から、国境を越えて広がる女性の人身売買がエスカレートしていくと予言されている。法施行担当者の間の堕落や人身売買に絡む利害は消滅しそうにななく、人身売買と闘う地域の努力はいうまでもなく、国内の努力を支える資源もますます少なくなっていくだろう。
10. 続く議論の中では、ASEANのような地域の組織の政治的支援をどのように利用するか、指針が出され、また外務省に直接接触し、女性及び子どもの人身売買の問題を議題にさせ、関係者と協働して、事態の推移について情報を出していくことの重要性が取り上げられた。一つの国の経験を取り上げ、男性の要求やそれと売春やその他の形のための人身売買とのつながりと対処してゆけば、このような問題を国内法で取り上げ、犯罪正義過程の中で考慮することが求められるようになってくる。
11. 売春問題をとめるには貧困の根絶が重要であり、それについて多少の議論がなされた。出されたある見解は、貧困は前提条件かも知れないが、それを人身売買問題の唯一の原因とみなすべきではない、ということであった。他の寄与要因として教育のなさ、貪欲さ及び親の世話の不十分さもありうる。
12. 女性の人身売買のもつ犯罪的側面や検討を要する犯罪ネットワークについては、もう一つの次元として確認されたが、議論には至らなかった。これについては、女性及び子どもの人身売買に関する選択議定書を反多国間組織犯罪協定に含めるように薬物規制及び犯罪防止事務所の下で国際犯罪防止センターが作業に当たっていると会議で明らかにされた。会議では、この選択議定書草案が1999年1月までには完成し、2000年までに会員国による議論に付されまとめられる見込みであることが明らかにされた。
13. 女性の人権について理解することが必要であり、CEDAWや北京行動綱領のように

利用できる国際機構があり、これらは一般大衆の意識を高める国内努力に役立つものと思われる。

14. 法律の施行に関する問題は、いくつかの国々でなされてきたように警察署内に特別チームを作り取り組むことができるし、また、同じ問題で働く職員を別の交換計画を通して他国で採用されている別のやり方を経験させることにより取り組むこともできた。

III. パネルディスカッション

A. 新たな傾向、アプローチ及び行動—NGOの役割

15. 副議長がパネルディスカッション開会し、最初に発言したパネリストは反差別国際運動（IMDAR）の代表であった。IMDARの活動はアジアの送出国及び受入国におけるフェミニスト運動を結びつけて、地域及び国際的協力を開発し、人身売買の犠牲者のエンパワーレーにあたることを含んでいる。IMDARは人身売買の問題を売春女性に対する差別、「不法」移住労働者に対する差別、非日本人アジア人に対する差別、原住民に対する差別及び女性に対する差別と結びついた多層的な差別の事例として捉えた。現在までに、IMDARはアジアにおける人身売買犠牲者のエンパワーメントのために二つのシンポジウムを組織しており、警察官やその他の関係政府職員の研修に役立つようにマニュアルも作成している。

16. IMDARでは国内立法が不可欠とはいえる、それだけでは女性を募集し日本に売買するために世界的規模の性産業が開発した、相互に関連しあっているその広範な動きを抑えるには不十分であると考えている。IMDARのパネリストは日本と出身国の二国間協定の必要性と地域的及び国際的立法並びに行動計画を開発して、世界的規模の性産業と闘うことを訴えた。同じように重要なことは、自分の出身コミュニティーに再統合できるようサバイバー支援計画を開発する必要性である。さらに、犠牲者の人権及び尊厳を保証するために、犠牲者を犯罪者として取扱うのを確実にやめるように、関係ある民間人はもとより、警察官、入管職員及び政府職員のための研修コースを開発することが重要である。

17. 次の発表では、ウズベキスタンの危機センターSABRのディレクターが、1996年9月にサマルカンド（ウズベキスタン）に設立され、女性や若者を含む、全住民の中の傷つきやすいグループに情緒的、心理的及び法的支援を提供することを目的としたSABR危機センターの目的及び活動を紹介した。同センターは1996年11月から1998年1月に応じ、244人にSABRセンターでの個人相談を行った。同じ時期に、地域全体で16のセミナーを実施、情報パフの作成にもあたった。6月までの期間に1,969人の電話カウンセリング相談サービス

18. 独立以来、厳しい経済状況のため、売春の事例が増えた。しかし、女性の人身売買の

問題はまだ、ウズベキスタンでは重大事になってはいない。問題を抑制するために、S A B R代表は今後の行動に向けて多くの勧告を提案した。(i) 売春を目的とする女性の人身売買及び貿易の問題に取り組むための政府組織と非政府組織の統合、(ii)もっと多くの危機センター／シェルターを人身売買犠牲者のために設置する、(iii)H I V／エイズ及びその他の性病を扱う保健センターやワークショップ組織を設置し、H I V／エイズボランティアーカーの研修を行い、このような病気の防止に関する情報を広める

19. 3番目の発表では、インドのS A N L A A Pのアシスタント・コーディネーターがカルカッタのユニセフに委託され、自分の組織が実施した人身売買に関する研究の主な調査結果を紹介した。この研究に基づきS A N L A A Pの作成した勧告は、なかんずく次の点を含んでいる。(i) 未成年者の売買それ自体を重罰に処すべきである、(ii)インドに婚姻届を義務化するための法制の採用、(iii)人身売買業者へのより直裁な罰則、(iv)警察、当局、司法担当者などのオリエンテーション、並びに(v)本国送還プロセスの簡素化及び一政府機関及びN G Oを通じて一救済された子どもも売春婦の再統合を調査すること。同氏はまた、政府が意識涵養パッケージを設計して、傷つきやすい大衆やN G O向けに教育および法的意識の涵養を促進すべきであると強調した。その際、現地組織の援助を受けることになるが、政府は草の根レベルで危険区域に焦点を絞り、少女が売春に誘い込まれることを防止すべきである。発表の終わりに、適当な機関がこれらの勧告を実施するのは危険状態にある子どもの状態を緩和する上で時間を要すること、さらに迅速な行動により多くの子どもがわなにはまるのを防ぐ必要があると述べた。

20. バングラデシュのA N W I M代表はその発表の中で、人身売買を国境管理あるいは健康の危険問題と捉えることが中心で、犠牲者に対する本当の关心をもっていない、と政府を批判した。どうして人々が移住して売買されるのかという問い合わせについては殆ど关心がなかった。彼女は人身売買の社会経済的文脈が重要であり、貧困の撲滅が十分に問題とされてきていないと指摘した。女性の社会的地位が主に、その結婚身分に依存している南アジア社会で女性が直面している法的・社会的差別に焦点を合わせた。重婚の頻発、遺棄、離婚および持参金の要求が女性を人身売買に陥れている。家族は彼女たちを再度受け入れることができないからである。

21. 彼女は誕生及び結婚登録の適切な施行の必要性を勧告し、C E D A WやC R Cの規定を国内立法に盛り込み、差別的な人身法の改革を提案した。N G Oが注意の喚起、警察および国境職員の意識化及び法的扶助に焦点を絞ってきたことを挙げながら、彼女は法的援助のための相互に関連した戦略、回復や犠牲者の同意に基づく帰国ための行政手続きの簡素化、人身売買仲介業者の起訴を促すための二国間本国引渡し協定を提案した。

22. 会議の最後の発表は女性の人身売買に反対する世界連合（G A A T W）の代表が行った。彼女はG A A T Wの目的および戦略を紹介したが、それには研修、調査及び国際的な人身売買の犠牲者たる女性と子どもに対する援助の提供が含まれている。また、人権に関する研修会も組織し、活動家が国際人権条約や機構について認識できるようにして

きている。

23. 彼女は女性の無力さの一因となっているとして、国の法を批判した。それが往々にして、法の施行機構や人身売買業者から抑圧の道具として利用され、彼女たちを虐待や性的搾取に追いやっているからである。性労働者の労働条件を改善するために方の適用が有効かあるいは、性産業全体をなくすことを求めていくことが有効かとの問い合わせでは、GAA TWの見解では売春それ自体は女性に対する暴力とはならない。闘う必要のある要素は力の行使であり、奴隸制的やり方である。売春がだまされて、強制されて、あるいは暴力により無理強いされるなら、法は募集業者、仲買人、仲介業者及び雇い主に施行されなければならない。このため、彼女は募集、移送、労働及び生活条件における暴力、詐欺並びに虐待的やり方の中核的要素に焦点を置いた人身売買の定義を提案した。主な問題は移住（合法あるいは非合法であれ）と闘う、あるいは売春それ自体と闘うことではない。むしろ、女性に対する虐待的な募集ややり方に終止符を打つことに焦点を置くことである。
24. GAA TWはまた、出身国、通過国及び目的国における政府行動の指針として利用できるよう、人身売買犠牲の人道的な扱いについて国際的な標準規則を開発するよう、提案した。これらの標準規則はまず、（1）権限あるものによる起訴あるいは嫌がらせを受けないこと、（2）法的手続き中、有能な翻訳者を利用できること、（3）刑法あるいは他の手続き中、法的援助や法的代理を利用できること、（4）補償を含む損害賠償の法的可能性の利用、（5）女性がその加害者に対して刑法上の罪を問い合わせ、又は民事訴訟を起こすことのできるようにするために備え。例えば、証人として、刑事又は民事手続き間、一時滞在許可証や適切な保護を受けることができる、（6）故国への帰国が安全でない場合の滞在許可、あるいは希望があれば、帰国援助を行う、（7）人身売買仲介業者／違反者あるいは当局からの報復行為を受けないよう保護すること、を含むことになろう。
25. パネルディスカッションに続いて、討論に移った。フィリピンからのある代表は売春と人身売買の大きな違いに触れた。これら二つのことばは相互に関連しているけれども異なっているので、解決策も戦略も違っている。彼女はまた、政府とNGOの異なるアプローチにも言及した。政府は犯罪防止に、NGOはエンパワーメントや個人の権利の保護により関心を持っている。もう一人のカンボジアからの参加者は、注意を喚起していくことは重要であるが—多くのパネリストが発表の中で挙げている通り—貧困の源である、田舎の開発に重点を置くことの方がより重要であると強調した。さらに彼女は人身売買は貧困をなくすことによってのみ減らすことができること、また共同体が自立すべきであることにも言及した。国内、国際レベルでの政府とNGOの協力関係は一方を欠いては互いに機能できないので重要である。本国送還が最大の問題のひとつであることに変わりはない。法的な手続きが時間をかなり要するからである。この問題に取り組んでいるNGOや政府職員の中に人材を養成していくことも重要である。

B. 新しい傾向、支援及び行動—政府と国際機関の役割

26. この議題については、5人のパネリストが議論に加わった。ILO代表が口火を切り、子どもの人身売買の分野におけるILOの仕事を紹介した。彼の観察によると、人身売買の流れは主として経済格差と関連しており、それは性的搾取を含めて、労働搾取の結果であることがたいそう多い。教育の低水準、うまく機能しない家庭、単親家庭、および家の借金が売買される子どもの特徴の一端である。対応策をつくり、それを実施するには、人身売買と戦う改正法を立法化し、法の施行を高めるよう国内政府の中心的役割を認識する必要がある。人身売買との闘いではNGOが大きな役割を果たしているが、よく整った国際犯罪ネットワークで一部であることの多い人心売買業者と対照的に、関係機関内の調整がないに等しい。人身売買の犠牲が多くある限り、総合的な再統合計画は依然として、優先事項である。これには全体的な、多面的アプローチが求められ、それぞれの専門分野における専門機関が力を合わせて総合的なサービスパッケージを提供することが必要である。あらゆる行動者の間で—国内および国際レベルで—現在の、また計画中の活動を含めて更なる情報共有をはかることが総合的、調整された計画の前提条件である。
27. ILOの代表は子ども労働と戦う対応策について出席者に語り、さらに国際子どもの労働撤廃計画により遂行されている活動について詳細な説明を展開した。ILOはアジア・太平洋地域の数ヶ国で子どもの人身売買と戦う試験活動を実施しているが、それにもとづいて、小地域計画が開発された。可能な対応策として、(i) 問題を防止し、犠牲者を再統合するための直接行動計画、(ii) 政策変更を求める政策提言とキャンペーン、(iii) 立法や法律施行、調査及び情報普及を強化して、また国内の調整やネットワーク作りを強化して人材を養成すること、が挙げられている。
28. 国際移住機構(IOM)の代表は女性の人身売買の問題を要約し、直接支援およびサポートを行う際の新しいアプローチについて多少詳しく説明した。彼の見るところでは、アプローチ及び女性の人身売買に反対する活動の支援は移住の文脈で、また地域の支配的な政治、経済、社会の環境の中で捉えなければならない。地域における現在の危機は多くの国に海外労働者の募集を厳しく制限することになり、労働許可証入手する可能性を著しく減少させることに至った。安価で不定期な労働への需要は依然として大きくなっているので、正規ではない移住は上昇しているし、人身売買業者に不正な旅行書類、移送、国境越えの案内、宿泊などの「サービス」の市場を提供している。IOMでは人身売買をより大きな移住問題の一部と捉え、女性の人身売買が特に厄介なものと見ている。女性労働者の方が男性労働者より傷つきやすいからである。女性移住者が直面している問題はいくつかの要素でさらに複雑になっている。雇い主は仲介業者へのより大きな依存度合い、搾取、借金、年季奉公、性暴力及び性的搾取という形での基本的人権の侵害、さらには逮捕及び強制送還の恐怖という要素である。

29. IOMは伝統的に、進展する状況に照らして、防止及び人身売買の犠牲者への直接支援に焦点を絞ってきているが、直接支援、支持の分野における活動の強化を考慮している。その文脈において、IOMは人身売買の犠牲者が入国管理法の違反者というよりはむしろ、主として犯罪や搾取の犠牲者である、と認識することが大事だと考える所以である。そのように見ると、政府、国際組織及びNGOは広範な活動にあたることができよう。人身売買業者を罰するための適切な立法や、犠牲者への法的扶助、及び犠牲者に対する適切な法的、経済的保護など一例である。
30. ヨーロッパ協議会代表は性的搾取を目的とした人身売買に対するその活動分野での協議会の仕事について簡単な説明を行った。彼女は人身売買が人権にとって重大であるし、ヨーロッパ協議会は女性の尊厳や誠実さ、移動の自由、場合によっては生命の権利を犯す現象と戦うためにさまざまな活動にあたっている。社会慣習のレベルにおいては、人身売買は奴隸制の現代版である。
31. ヨーロッパは人身売買においていくつかの問題に直面した。現代の形態の人身売買は急速に増え、動く金も莫大で、大規模な組織犯罪の範疇に入っている。人身売買は世界的に広がり、国際移住者の数も1965年の7500万から1995年の約1億3000万が増えている。いくつかの国では、支配的な政治、経済及び社会状況が移住を奨励し、人身売買への機会を創出している。不適切な法的、制度的保護策が国内及び国際レベルの双方で問題を複雑にしている。意見の違いから国際レベルにおける、受け容れられる人身売買の定義の開発がだめになっている。人身売買業者は現代のテクノロジーを利用し始めたが、インターネットのような情報テクノロジーを使用して、活動を行っている。その結果、就職口の紹介、電子メールによる結婚相談所、セックストゥア―という形の人身売買が増加してきた。マスメディアは人身売買問題に幾分、関心を持ち始め、一般の人の意識化に一役買っているが、必ずしも積極的というわけではない。人身売買の捉え方にセンセーショナルなことが多いからである。
32. ヨーロッパ協議会は多元的アプローチにより、いくつかの行動を行ってきた。問題がとてもなく複雑としても、諸々の行動者がいろいろな水準で関与すべきで、国内レベルでは、政府、NGO及びメディアの協働が必要となっている。二国間レベルでは、出身国の国内当局とNGOの間の協力が必要である。国際レベルでは、多分野、多元的アプローチが必要で、それはヨーロッパ協議会が追求した通りである。この際、焦点となってるのは、(i) 注意を喚起し、行動に結びつく活動、(ii)法的分野での活動、であった。
33. フィリピン女性役割委員会の代表は地域の経済危機が大量の一時解雇や多くの男女の経済的解体を引き起こし、生活支援組織を生みだし、さらに女性を人身売買や売春を含む虐待と搾取の犠牲者になる可能性を高くしたと見ている。彼女はいくつかの傾向に注目した。売春及び性的搾取のための国内の人身売買は、圧倒的な観光旅行キャンペーンのために依然生じている。国境を越えて法を施行すること、また監視することは相変わらず効果をあげていない。次第の多くの少女が人身売買の犠牲になっている。新しい形

態のテクノロジーがポルノや売春、結婚媒介のために使用されている。人身売買のための学生交換計画やオーペア交換取り決めなど、不道徳な要素が伝統的な交流形式を利用している。

34. 彼女はここ5年間が女性と子どもの人身売買問題に対する問題関心が高くなり、国連総会でいくつかの決議が採択され、北京行動綱領における問題が明瞭に位置付けされたことにそれが表れている。地域と小地域の連合や協定も問題意識の形成につながった。彼女はこの問題について最も活発に取り組んだのは、NGOだったと感じている。この分野で活発な活動をしている二つのNGOネットワークの経験が女性の人身売買と戦う上で従うべき戦略をいくつか明らかにしている。まず、全体的かつ統合的なアプローチが人身売買問題の複雑な次元に取り組むために必要である。このアプローチでは多面的、また行動作業的アプローチが必要で、さまざまな計画、サービス及び方法論が利用される。次に、持続的なコミュニティパートナーシップが開発されねばならない。第3に、売春及び人身売買を対象として法的枠組みが必要である。第4に関係の公務員に中核となるグループが必要で、人身売買の犠牲者の支援には政府のシステムや手続きを改善することも必要である。第5に、体系的な、また標準化されたデータフォーマットは開発して、人身売買の事例を監視する際に、問題の大きさ、定義、概念、事件、行動者及びルートを捉えるようにしなければならない。第6に、公式な開発援助と枠組みで二国間のパートナーシップが奨励されねばならない。第7に、人身売買の犠牲者向けに生存計画を開発することが大切である。第8に、持続的な教育および情報キャンペーンやメディアで頻繁に扱うことが必要である。最後に、反人身売買キャンペーンの一部として、男性の教育が極めて重要である。

35. スリランカの代表者は女性の人身売買がスリランカでは大きな問題ではないことを述べたが、それはスリランカが主要な人身売買ルートからまったく切り離されているという事情のせいである。しかしながら、少年少女の売春発生率は上昇していて、特に観光分野の拡大と軌を一にしている。学校へ行かない少年少女が増えているので、子どもや青少年の搾取に関わっている者には手ごろな源となっている。スリランカ政府が取った意義ある行動の中には、1995年の刑法改正があり、強姦、近親相姦、性的嫌がらせの場合には刑が重くなり、また、人身売買の定義を拡大して同意のない拘禁を含めることになった(360条A)。その他の関連法は現在、見直しされている(バグラント令、売春宿令)。子どもの虐待や移住女性に関する特別委員会が設置された。

36. 女性及び子どもの人身売買状況に関する報告は、各国の代表が議論に先立ち行った。論議された問題の中で、何年にもわたって、一つの問題としての人身売買が多くの国で社会的及び政治的議題の双方に組み込まれていることが注目された。いくつかの国では、人身売買と闘う法律や政策が施行され、反人身売買の現地、国内、国際ネットワークだけでなく、国内委員会、特別委員会が設置された。とはいえ、強化すべき側面もいくつかある。その最たる領域、それに会議の全体で言及された領域は、法律施行の分野で、

- 女性及び子どもの人身売買に警察が関与したことが何例か挙げられている。
37. 女性及び子どもの人身売買が大きな世界的産業であり、これがローカルにも国際的にもその性格を調査する必要を生んでいる事実をだれも無視できないことが強調された。多分野の協力がローカルかつグローバルな次元の問題であるので、それに対処するには不可欠であると考えられる。
38. 多くの参加者はまた、もっと草の根レベルに活動の焦点をおき、女性の人身売買と闘う行動を具体化する必要も強調された。地域及び国際レベルの会議が決議の実施のために各国が問題を浮き彫りにする役だっているけれども、これらの会議が直接、人身売買の犠牲者の利益になっていないことも指摘された。数人の参加者は草の根レベルのニーズと国際的／地域的会議の間のギャップの橋渡しの一つの方法として、この問題の直接の当事者をこのような会議に招いて、その関心事を明らかにしてもらうことを提案した。犠牲者の声が戦略を計画する上で最強のツールであることが多いことにも注目された。犠牲者の回復及びエンパワーメントも重要な問題として挙げられ、緊急に注意を払う必要のあることが指摘された。犠牲者の社会復帰に備えて地域の基金を設けることも提案された。
39. 地域活動に関して、UNDP代表は会議の席上、参加者に新しい小地域（メコン）プロジェクトが国連の資金により実施されることを明らかにした（テッド・ターナー基金）。メコン小地域における女性及び子どもの人身売買に関する国連作業グループの監督の下で、このプロジェクトは多元的なアプローチを用い、国連機関の技術専門知識や資源を利用して、かつ政府、NGO及び関係の共同体とのパートナーシップで、政府、NGO及び関係の共同体とのパートナーシップで、防止、保護、回復、再統合、法の施行について人身売買の問題を取り組むことになった。
40. 40. 意識化キャンペーンをさまざまなレベルで組織する提案もなされた。国内レベルでは多国籍グループによる合同ロビーイング、メディアを通したキャンペーンで社会的な注意を喚起すること、人身売買や人身売買される側の両方の根本原因を探る調査の例として挙げられた。さまざまなレベルで公教育及び非公教育は防止のカギであるしながらも、多くの参加者はまた、法律施行レベル、特に国境領域での研修の重要性を強調した。
41. NGOだけ、あるいは隣国からの協力のない1国による個人的な行動は女性及び子どもの人身売買が多国にわたっている性格と闘うには不十分であると見られている。あらゆる行動者が手を結び、国連総会あるいは、国連経済社会委員会（ECOSOC）のどちらか、あるいはその他管轄の国際フォーラムを要請して、政府のグローバルな会議を組織し、この問題との闘う解決策を求め、かつ政府間に協力関係を築く時が来ている、と提案された。対麻薬の世界的戦いに際して国連がとった行動が必要な協力のモデルとして引用された。
42. 最後に、最終勧告がなされ、この会議の報告書並びに協定と行動計画が次の委員会の

会議に備えて提出され、事務局で検討の上、さらに案内を出すことになった。同じ報告書はアジア・太平洋地域機関内委員会（R I C A P）が行動計画の完全実施する際に、機関内の協働、協力のために提出されることになった。

IV. 協定及び行動計画の採択

43. 地域会議は全会一致で付録 1 に記載の協定及び行動計画を採択した。

V. 報告書の採択

44. 地域会議は 1998 年 11 月 4 日にこの報告書を採択した。



開会の辞

アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）事務局長
アドリアヌス・ムーイ

サイスリー・チャティクル上院議員（タイ）

竹村泰子参議院議員（日本）

参加者各位

アジア太平洋経済社会委員会、国際労働機関、国際移住機構、タイ女性問題委員会及びアジア女性基金が共催する、女性の人身売買に関する地域会議に参加される皆さまをお迎えすることは、大きな喜びです。マニラで〔1997〕11月6、7日に開催された女性及び子どもの人身売買並びに商業的性的搾取に関する国際会議・1997から1年経ちました。当時、当地域では経済的混乱が始まり、それ以来、多数の国々は経済危機の激しい衝撃下にあり、現在も続いている。報道によれば、経済危機のネガティブな結果の一つに、深刻化する貧困や欠乏からもたらされる女性の商品化が進んでいることが挙げられています。

1997年12月に国連総会で採択された女性及び少女の人身売買に関する決議52/98号では、開発途上国及び経済移行期にある諸国で人身売買業者の犠牲者たる女性及び少女の数が増えていることに憂慮の念をもって注目しています。さらに、警戒水準にある人身売買に対するさらなる共同のかつ持続的な行動の必要性を強調しています。この地域では、悪化する経済環境が確かにさらに重大な関心を引き起こしています。失業及び貧困の進行、子どもたち、特に少女たちの学校からの脱落が生じてきたこと、並びに為替相場の下落がセックツツアーを含む観光業により人を引きつけさせていることが、性的搾取のために女性及び子どもの人身売買を増加させる誘因となっていると思われます。

ですから今回の会議は我々、政府、NGO、民間のパートナー、及び国際的な組織にとって、ともにこの問題に関して私どもがなしてきたこと、なしえなかつたことを見直す好機といえます。会議はこの緊急の問題に対する新しいアプローチ及び新しい解決策を探る機会となります。従来にも増して、我々は〔問題の〕焦点を同じにして、協力しあわなければなりません。競争したり、同じ努力を繰り返しているときではありません。女性及び子どもの人身売買と闘う戦略では、活動の越境的及び国際的な性格を直視しなければなりません。並びにそれ故行動する基盤として二国間及び多国間の協定が適切な出発点になると思います。また、〔我々の〕努力は特に、人身売買の起っている地域に的を絞るべきであり、かつ多元的なアプローチをこれらの絞った目標に集中させるべきです。

開会に際して

参議院議員 参議院総務委員会委員長
竹村 泰子

ご来賓各位、参加者各位

UNESCAP、ILO、IOM及びAWFが組織したこの重要な地域会議に参加でき、大変うれしく思います。この12年間、日本の国会の一員として、私は女性問題をつねに支援し関与してきました。特に女性暴力、女性や少数派の権利だけでなく、アジア地域の問題にかかわりをもってきました。こういう点から、性的搾取のための女性の人身売買は私にとって最重要の問題となっています。

世界的な女性の性的搾取は新しい現象ではありません。しかし、人身売買、特にアジアにおけるその規模は劇的に大きくなっています。これは社会的価値観の劇的な変化だけでなく、観光業の伸長、マフィアシンジケートの拡張、アジアの急速な経済成長を一因とする富の不公平分配の拡大、さらに広範な消費主義及び物質主義との関連でとらえる必要があります。また、この問題はアジアで重大関心事になっているだけでなく、世界の他の地域でも大きな関心を呼んでいます。

その上、アジア全域におけるHIV／エイズの流行のために、人身売買の犠牲者となる子どもの年齢が下がってきてています。これは年少の処女と性的関係を持てばHIV／エイズにかかるないと広く信じられていることが理由の一部となっているからです。

性的搾取のために日本へ売買される女性たち

1980年代初頭まで、日本への不法移住者はたいてい他のアジア諸国から日本へ人身売買された女性の性労働者でした。1980年代半ばの日本のいわゆる「バブル経済」出現と関連して、他のアジア諸国からいわゆる3K仕事（汚い、きつい、危険）につくためにやってくる男性の不法労働者の数が増大しました。しかしながら、彼らの数は日本の現在の不況が始まった以降減少しています。

1991年以降、すべての超過滞在者のうち、女性の割合が徐々に増えています。彼女たちはたいていタイ、フィリピン及び台湾から的人身売買の犠牲者でした。さらに、1993年までマレーシア国民が観光客として日本に入国するにはビザを必要とされなかつたので、偽造のマレーシアパスポートで日本に入ってくるタイ女性の例が多く見られました。したがって、日本に不法に滞在しているタイ人の実際の数は、公式の数に出ているより、高いと思われます。

アジア地域外ですが、多数のコロンビア女性が東京の中心部にいることにふれたいと思います。彼女たちは歓楽街／性産業地域に見つけることができます。

日本に人身売買されたアジア女性たちの状況

貧しく技術もなく、そしてよくあるのですが読み書きができない、こういうアジアの成人女性には、より豊かな国へ移住労働者として合法的に働くために自主的に旅行する機会はほとんど若しくはまったくありません。したがって、彼女たちは往々にして犯罪ネットワークやシンジケートのメンバーである募集エージェント及びブローカーに大きく依存するしかありません。

今回の会議はタイで開催されますので、私はさまざまな方法で日本に売られてくるタイ人女性の事例を用いてアジア女性の状況を説明したいと思います。例えば、あるタイ人女性Kさんですが、マレーシアで観光旅行に誘われました。ほんの16歳でしたが、読み書きができないわけではありませんでした。中学校を卒業したところだったからです。マレーシアで数日過ごした後、彼女は偽造パスポートで日本に連れてこられました。

もう一つの事例はタイ人女性Sさんの例です。彼女は他の3人のタイ人女性と成田空港に着きました。入国カウンターに向かう前に、彼女と他の3人のうちの1人は拡張自在のカバンの中に入るようにいわれたのです。こうして、4人ではなく、2人が日本に入国した形になったのです！

日本に着くまでには、日本に売られたタイ女性の多くは、多額の借金を重ねています—平均400万円（約25,000米ドル）ぐらいになります。コロンビア女性たちも同額の借金を負っていることが分かっています。タイとコロンビアからの人身売買は通常、犯罪シンジケートが取り仕切れます。対照的に、日本で働くフィリピン女性の多くはエンターテナーとして、合法的に日本に入国しています。ですから、彼女たちの借金額はタイやコロンビアの女性たちより、かなり低くなっています。

アジア女性基金が委託した1997年からのIOMの研究では、日本で一定期間働いてフィリピンに戻ったフィリピン人女性100名とのインタビューがまとめられています。フィリピン人女性の識字率や教育到達度はアジアの開発途上国の中では最高です。この事実にもかかわらず、46名の回答者はやくざ（日本の組織犯罪シンジケート）の関与が仕事を探す上で役立ったことを認めています。84名の回答者は雇い主（たいていはナイトクラブのオーナーですが）にパスポートを没収されています。また、回答者のうち66名は客を自由に拒むことはできなかった、といっています。それにもかかわらず、57名の回答者は日本に戻りたいと明言しました。

今回の会議では、各国政府、国際組織及び非政府組織がいま私のふれました問題についてこれから2日間に論議しあうことが求められます。女性の人身売買の防止及び撲滅がこの会議の終わりには規約、協定又は最低基準の形で具体化されるのみならず、実際的な協力及び情報交換の可能なネットワークが展開されることをつよく希望しております。この会議の成果を楽しみにしております。

子ども及び女性の人身売買に反対する行動

タイ国総理府事務次官室、アドバイザー、上院議員
サイスリー・チャティクル博士

この重要な会議に参加するようお招きいただきまして、会議組織者の皆さんに感謝申し上げます。子ども及び女性の人身売買は我々の重大関心事の一つです。人間の奴隸状態の一つと考えられるからです。心から希望することは、われわれの討議が関連の問題を軽減するのに役立つ行動を生み出すことです。

「人身売買」とは何か

国連の人身売買の定義では、「リクルーター、人身売買業者及び犯罪シンジケートの利益のために、強制家事労働、偽装結婚、不正な雇用及び偽装養子のような、人身売買に関連するその他の不正な活動ばかりでなく、女性及び少女を性的又は経済的に抑圧され並びに搾取される状況に追いやる最終的意図をもって、たいていは開発途上国から及び時には移行経済国から、国内外の境をまたぐ者の不正かつ秘密の動き」となっています。

非政府組織である女性の人身売買に反対する世界連合（GAATW）は、女性の人身売買、強制労働及び奴隸制的不正行為を次のように定義しています。

「女性の人身売買：暴力若しくは暴力の威嚇、権限若しくは支配的地位の乱用、借金による拘束、詐欺行為又はその他の強制的なやり方によって国内及び国境をまたいでの女性のリクルート又は移送にかかるあらゆる行為。

強制労働及び奴隸制的不正行為：暴力若しくは暴力の威嚇、権限若しくは支配的地位の乱用、借金による拘束、詐欺行為又はその他の強制的なやり方によって、女性を労働若しくはサービスに無理に従事させること若しくはその法的身分又は身体を私すること。」

国際移住機構（IOM）は女性の人身売買を「経済的若しくはその他の個人的な利益のための移住女性の不正な移送又は取引」と定義しています。

これらの定義が不十分なことは理解できます。1997年11月25日から28日に、バンコックでメコン地域法律センター及びタイ女性問題委員会によって組織され開催された「女性と子どもの不法労働移動及び人身売買」に関するメコン小地域会議で、「人身売買」の用語について次のように提案がなされました。

- 1 人身売買はリクルーター、調達業者、人身売買業者、仲買業者、売春宿主及びその他の雇い主、顧客、又は犯罪シンジケートのような他人の利潤若しくは利益のために性的又は経済的に搾取することを目的にして、暴力若しくは暴力の威嚇、権限若しくは支配的地位の乱用、詐欺行為又はその他の強制的なやり方を用いた他人による人間の移動又は移送である。
- 2 人身売買の目的は、以下のような売春、強制家事労働を含む家事、不法労働、奴隸労働、隸従結婚、偽装養子、セックスツアー及びエンターテイメント、ポルノグラフィー、物乞い並びに犯罪行動の利用を含むが、それらに限定されない。
- 3 人身売買の犠牲者は主として女性及び少女である。少年及び男性も犠牲者となりうる。
- 4 人身売買には一つの国内で、国境を越えて、地域内で、又は大陸間の人間の移送が含まれる。
- 5 人身売買のための企て及びたくらみがありうる。

その同じ会議の中で、定義に関する論議の代わりに行動にもっと力点を置くべきだと強調されました。これらの定義は関係諸国が使用できるよう柔軟な作業用の定義でなければなりません（今度の会議では議論に時間をかけすぎるべきではないとの思いから、警告の意味でこれを申し添えます）。

この話題に関しては、すでに非常の多くの会合、セミナー及び会議が開かれてきています。我々は絶えず変化しているさまざまな搾取のパターンを追求するのに継続的な調査をまだ必要としていますが、この問題について多量の情報とともに利用できる研究及び多くの調査もあります。我々はその地域における人身売買の事例の増加していること、既存のパターン及びルートを知っています。搾取された女性及び子どもの特徴に関する情報があります。我々は人身売買の目的、それにつながる要因、推進及び牽引要因について知っています。地方、国内、地域及び国際レベルで勧告並びに行動に移るに足る十分なデータを有しています。優れた総合的かつ徹底的な報告書がコンサルタント及びさまざまな機関によって作成されています。これらの資料は、ちょっと挙げるだけでも、ESCAP、ILO、UNICEF、UNDP、IOM、GAATW、メコン地域法律センター、ASIANET及びタイ女性問題委員会から入手できると思います。

時間の制約があり、女性及び子どもの人身売買に反対する行動に主たる関心がありますので、これらの提案はタイの経験に基づいており、それぞれの国で実施する又は一層展開することが可能ないくつか実践的な提案について論じたいと思います。

行 動

アドボカシー（政策提言）と注意の喚起

女性及び子どもの人身売買は既に世界的な関心事ですが、潜在的な行動者たる多くの政府、高官及び当局、一般大衆でさえ、今でもこの現象をあまりにも軽視し、そして

重大なものととらえていないのを見るのは不幸なことです。したがって、十分かつ適切な行動がこの問題に取り組むためになされません。

NGO、国際組織及び関係し関心を寄せる官僚、並びに個人にはたとえばマスメディアとの密接な協力で人身売買に関する情報を広めるなど、問題を感じさせる計画が与えられるべきです。これには当該事例の説明、子ども及び女性の苦境、人身売買の現実及びその影響への洞察等を含むことができます。公開フォーラム、セミナー、フォーカスグループ等を組織して、人身売買に関する理解を改善し、犠牲者に対する態度を変えさせる一助とできると思います。

この地域のたいていの国々は、児童の権利に関する条約及び女性差別撤廃条約を批准しています。これら二つの強力な条約は、行動に対する参考として又は影響力のポイントとして使うことができるでしょう。この地域の多くの国では、今年50周年を迎える世界人権宣言を子ども及び女性の権利並びに尊厳を含めることのできる多くの活動を始める際のきっかけとして用いています。

タイでは、我々は幸いにも人権、そして異なる集団の権利、特に不利な状態に置かれている及び周辺に追いやられている人々の権利を支持する新憲法を持っております。一般的の参加が奨励され、ある場合には、問題及び[意思]決定が大衆の議論にゆだねることが要件となっています。こうして、子ども及び女性に関する問題は耳を傾けられることが多くなっています。これには人身売買による子ども及び女性の搾取並びに虐待も含まれています。

I 国内行動

この地域の国々は、人身売買の送出国、通過国及び受入国のいずれか、双方、あるいはそのすべてに該当します。以下のような手段を講ずるべきです。

1 防 止

- どのような形式であれ、教育を受ける機会がないことは、子どもや女性を他の手段でよりよい生活を求めるために追いやるだけでなく、人身売買業者に簡単にねらわれる対象としてしまう。
- 有給の仕事を得るために基礎教育や適切、かつ質の良い研修が依然として最も重要な防止策である。
- 女性や適齢に達した子どもの雇用もきわめて重要である。この地域の国々で起きている経済危機の下ではなおさらである。
- 政府銀行からの自営者向けの低利あるいは無利子での直接貸出を増やす、このような緊急計画が一時解雇された被雇用者のための不況下での対応例である。
- 人身売買に特に傷つきやすい女性、子ども集団のために特定の積極的な行動は、少なくともタイでは効果の度合いが高い。例えば、文部省、その他のNGOや民間分野が危機にある子どもに提供する奨学金計画、あるいは総合的な共同体ベースの試み、あるいはホテルのような民間との協力で職業訓練や開発を行うことなどが考えられる。

これら若い少女たちの生活に対する積極的な影響は人が想像する以上であることが多い。

2 保 護

・ 人身売買された女性や子どものための情報

これらの女性や子どもも、あるいは彼女たちと接触するかも知れない人は、助けを求めることができるのか、だれに助けを求めればいいのか、これを知る必要がある。この情報はパンフ、ラジオ、テレビ広告、あるいは発表とさまざまな媒体で提供できる。ホットラインサービスを行うべきである。

・ 警察や入管職員の態度

警察や入管職員が女性や子どもを逮捕する場合、たいていは不法入国が理由となるが、その場合には、人身売買された彼女たちや子どもを犯罪者としてではなく、犠牲者として扱うべきである、とこれら係官が理解できるよう援助する必要がある。

・ 援助の提供

逮捕後、あるいは歓楽スポットあるいは売春宿の急襲後に取られる通常の処置は、犠牲者を入管拘留センターに拘留することである。ここは少なくともタイの場合には大変込み合っている。不快な、あるいは精神的衝撃経験をしているかもしれない犠牲者の中には、拘留センターが提供できないカウンセリングのような他のサービスを必要とする場合がある。したがって、犠牲者がより適切な場所あるいはシェルターに滞在できることが最善である。公共の福祉部局、あるいはNGOが他のサービスとともに提供できるところである。

・ 調整作業に備えて指針を作成する

現在、この地域の多くの国では、関係機関による犠牲者の支援、取り扱いに関する詳細な手続きがない。NGOを含めて、所轄機関を盛り込んでこのような手続きについての指針を作成して、ケースバイケースというやり方に代わって、組織的な支援が犠牲者に与えられるようにすべきである。この指針では照会手続きのあり方も含めるべきである。

・ 研修の必要性

警察官、入管職員、弁護士、判事、医師、保健職員、心理学者、ソーシャルワーカー、コミュニティーワーカーなどのために研修計画を組織すべきである。研修のテーマは人権、人身売買、犠牲者を扱う技術や犠牲者のためのサービス、人身売買の事例研究、援助手続きの指針などを入れることができる。多分野のグループ向けの研修で一つの国の中でのネットワークづくりや調整が容易になると思われる。

3 法、司法過程及び法の施行

・ 分析や修正を要する法律

法の多くでは正式書類をもたずに国境を越える移住者は非合法な者と見なされる。この立場は公式に正当化されるかも知れない。しかし、この集団には誘われた者、強制された者、うその約束に引っかかった者、あるいは誘拐された者が含まれる。この

ような移住者は犠牲者として取り扱って然るべきである。したがって、法、規約はこれに応じて修正して、この傷つきやすい、搾取された集団に支援を与えるべきである。

修正される法にはまた、人身売買業者や人身売買にかかわった虐待者を逮捕、起訴、厳罰に処す必要性について含むべきである。法と規則の間のギャップを確認するための分析は修正、改定あるいは新しい法をまとめる際の基本要件である。この分析は法律学者あるいは法曹界の人だけでなく、実践家やNGOなど当該の分野で既に働いている人々によって行われるべきである。

- 司法過程の改善

犯罪者が起訴に付される場合、犠牲者たる女性や子どもはたいてい、法廷での証人にならなければならない。これは時間のかかる過程である。犠牲者に臨時の、また安全なシェルター、その他の適切な援助を公判中に与える用意がなければならない。

また、司法過程を改善して、裁判過程をスピードアップに向かうようにしなければならない。例えば、たいてい可能であるが、事件後に即刻出国しなければならない旅行者を扱う場合である。タイでのわれわれの経験では、判事は人身売買を犯罪としてその重大さを知る必要がある。幾度となく、犯罪者は懲役刑の評決を下されるが、実際の懲役は2年間の執行猶予となる。警察官や弁護士はこれが極めてやる気をなくさせるとわれわれに語っている。関連の情報を集める時間と資源があつても、判事は女性や子どもの苦境を無視するように見えるからである。

裁判官を研修するわけに行かないでの、また、彼らにどうすべきかいうこともかなわないでの、この点でどうしたらいいのか、依然われわれの課題である。

- 法の施行

法は優れているが、それが厳格に施行されていない国がある。司法担当官は人身売買を自分たちの優先事項の一つとして見ないことがあるし、場合によっては、買収されていて、人身売買業者が法廷に引き出されないことになる。

各事例を監視することは役立つ。これはただ法の施行の番犬となるだけでなく、全過程の助けになる。

警察は女性と子どもを情報の効果的な源と見て、組織犯罪シンジケートとの対決に備えるべきである。

4 本国送還と再定着

最終的には、女性及び子どもは自分の出身国又は送出国へ送還されるであろう。

- 本国送還の指針

ここでも手続きを承認する必要がある。これは入管、警察、そして大使館又は領事館、NGO、公立の福祉機関等のようなさまざまな当局が関係する。

- 大使館及び領事館の関与並びに二国間協定

大使館及び領事館は本国送還プロセスに積極的に関与しなければならない。多くの大使館はこれをする用意がないか又は気がない。しばしば、それは自国の政策がないためである。したがって諸国との間で二国間協定が必要であり、かつこれは外務大臣の

例えば、国境問題に関する諸国間の種々の合同委員会のようなまだ開拓されていない積極的な役割が求められる。その他のチャンネルがある。定期的な会合のためのその行動計画には、女性及び子どもの人身売買を入れ、その防止を進め、本国送還プロセスを促進することにつなぐことができる。

- 本国送還プログラム

人身売買された女性及び子どもを自分の社会に再統合するための体系的援助のない又はフォローアップ活動のない本国送還は効果が望めない。

我々の国では、我々は国境へ送られて、一緒に行ったソーシャルワーカーが自分の事務所に戻る以前さえ、またバンコックに戻ってきた子ども及び女性を知っている。

その女性及び子どもは居を定めるため、たぶん仕事を見つけるため、教育又は一層の研修を得るために援助を必要とするだろう。住宅、特別健康ケア及びサービスも必要だろう。

出身国又は送出国は現地機関、政府系組織であれ、非政府系組織であれ地方機関によって提供されたきちんと定義されしかし柔軟な再統合プログラムをもつべきである。

5 文書化と調査

特に障害及び学習された教訓を教訓を記録するために各国においてとられた行動及びやり方を文書化する必要がある。最善のやり方は人身売買された女性及び子どもを援助することに主導権をとり始める可能性のある組織又は機関にとって貴重なものとなりうる。

比較研究及び徹底した又はアクションリサーチも我々の仕事では大変役に立つ。

6 機構とネットワーク

人身売買された女性及び子どもに接し、支援する任務には、国内及び国際的なNGOを含め多くの機関が関与する。さらに、合意された手続きがないことはもとより、現在ではいつ及びだれが何をやっているのかに関しても混乱がある。メコン地域法律センター及びタイ女性問題委員会によって組織され昨年11月にバンコックで開催された会議は、我々の小地域において、女性及び子どもの人身売買に関する作業を吟味し及びこの問題について中心的役割を担うべく国内の調整委員会又は特別専門委員会を設置することを提案した。この委員会は特に寄付機関（実際に寄付機関の間にも混乱がある）の混乱を減らすことによつべきである。その任務は国内レベルで調整作業の組織化を進めることであり、さまざまな指針を作成し、諸国間の調整及びネットワーク作り並びに現地レベルとのネットワークつくりを促し、監視及び評価を行うことである。

このような調整機関は国際機関はもとよりすべての政府関係機関、学術団体、国内外のNGO、さらに国際機関の代表から成ることが提案されている。分野及び専門を超えた要素をもつ必要がある。

タイではすでにこのような委員会を設置している。その任務には女性及び子どもの人身売買に関してなすべき作業のさまざまな面を含んでいる。時間がありませんので、計画されている活動の説明ができませんが、関心のある方は後で申し出ください。

II 小地域及び地域レベルにおける諸国間の協力

早急にすべきこととして挙げられるのは、

- 二国間レベルで、人身売買された女性及び子どもを助けるための二国間協定を作る。これには本国送還のための調整、再統合の支援、犯人引渡し協定及び犯人の裁判への協力を含むべきである。
- 各国で法律及び関連取締り規則を分析しあつ関係国間でこれらの法律の調和を図る試みをなすべきである。
- 我々が現在なしつつあるように諸国間で人身売買に関する情報の共有する。
- 最後に、共通の関心を広め及び行動を強化できる小地域又は地域レベルで宣言を出すべきである。
- その他の地域又は小地域チャンネルで人身売買に反対する行動に地域又は小地域を関与させる可能性を探るべきである。例えば、ASEAN及びそのASEA女性フォーラム、ASEAN青年、ASEAN警察グループ、ASEAN弁護士及び法律グループ、国境問題に関する合同委員会、メコン小地域グループのようなさまざまな委員会が挙げられる。すべての国際組織及び国際的NGOはともに働きそして自分の仕事を調整するべきである。

女性及び子どもの人身売買は人権の侵害である

我々は全員人身売買の行為が人権侵害の行為であることに同意する。人の生命、自由及び安全の権利の侵害、奴隸状態から自由である権利及び移動の自由の侵害、拷問若しくは残虐行為、非人間的若しくは人を貶める取扱い又は罰則からの自由の侵害である。

子どもの権利及び女性の権利の分野で働いてきた我々にとって、この概念はすでによく知られています。しかし、我々の分野外の多くの人には、彼らにもこの問題を軽減させる役割のあることを絶えず想起してもらう必要があります。

今行動を

われわれの仕事にとって効果的な戦略及び指針を立案し、そしてまとめあげることは重要ですが、実行がさらに重要であると最後に申し上げたいと思います。いま行動することだけが、女性及び子どもの人身売買と闘うのに役立ちます。仕事に戻ったら、また振り出しに戻ることがないよう望んでいます。成すべきことがたくさんあります。前進を続けましょう。

SAARC事務局声明

SAARC事務局を代表しまして今回の女性の人身売買に関する地域会議に出席できることは、わたくしの喜びとするところです。この会議はESCAP、ILO、AWFの共催で行われています。この機会にH.E.ナイーム U. ハサン・SAARC事務局長に代わりまして、皆さんにごあいさつ申し上げ、併せて会の成功を祈念させていただきます。

今回の会議のテーマは、南アジア地域協力連合にとって特別な関心及び関連のあるものです。子ども及びその母親が直面している問題を含めて、性格の複雑な社会問題がSAARC諸国にとっての主要関心源の一つだったからです。SAARC諸国がこれらの問題に重要性を認めていることは、これらの問題の多くを取り組むために過去10年間に開発してきた社会行動計画から明らかです。この行動計画の一部として、女性及び子どもの発達並びに幸福がSAARC会員国の主な協力分野の一つとして、SAARCのそもそもその発端より認識されてきています。これらの二つの問題が重要で、複雑に絡み合っているからです。子どもの権利をかちとり、サバイバル、発達及び保護戦略の枠組みで子どもたちのために設けられた目標を達成するための社会行動に地域で合意を得られるよう、数多くのSAARCプログラムを通して意識的な努力がなされています。同様に、SAARCは最前線で女性に関する共通問題に取り組んできています。ジェンダーの平等の問題に真摯に取り組み、国家の発達努力の主流に女性を統合させるよう努力を払っています。ナショナル行動プランが女性及び子どもに関して作成され、地域レベルでの主導により補充して、この重要問題領域での協力を促進する運びとなっています。

特に少女の問題はSAARCが持つ多くの問題関心の中心になっています。第4回SAARCサミットでは1990年をSAARC少女年と宣言し、少女の問題に一貫して関心を払っていくことにしました。より重要なことは、同じ目的で1991～2000年がSAARC少女の10年と指定されたことです。この10年のための行動計画が作成され、その実施については絶えず、方法的に見直しされています。この問題を優先的に扱うことは、以後のサミットで出された指示事項に示されていますし、それによって少女の問題に取り組むための国内計画を強化する努力が加速されるようになっています。

売春を目的とした女性及び子どもの人身売買は、地域だけでなく世界の問題です。南アジアもこの問題の悩みと無縁ではなく、SAARCの会員国は地域レベルだけでなく、国内レベルでも多くの試みを手がけ、課題と取り組んできました。このような文脈において、第8回サミットの間SAARC指導者たちは特別に困難な状況に置かれた少女たち

(GCEDC) のいくつかのグループが直面している重大な脅威を認識して、これらの子どもの状況について大臣協議会が緊急評価を行い、第9回サミットに向けて特別勧告を提案することを決定しました。この少女たちのグループには孤児、障害児及び搾取された子どもが含まれていました。このテーマに関して開催されたワークショップで評価が行われ、GCEDCの問題やニーズを取り上げるよう一連の勧告が出されました。特に最もひどい影響を受けている3つのグループ、すなわち、少女労働者、国内外で売られた少女、さらに学校に行けない少女の問題、ニーズが中心となりました。評価から生まれた勧告は広範な政策及び計画と関連した、GCEDCについての問題を扱っており、会員国に国内政策、開発プラン及び計画に特別な関与を含めて、GCEDC問題やそのニーズに取り組むよう求めています。勧告ではまた、政府がこの問題の取り組みの進捗を監視するための総合計画を立案、実行することも要請されています。

また、形態の如何を問わず、女性に対する暴力と闘う努力もなされています。他の特定のやり方による売春を目的とした女性及び子どもの人身売買も対象です。この点、第9回サミットは重要な出来事となりました。その際に決定されたその他の多くの決定の中で、SAARCの指導者たちはそれぞれの国内外で見られる女性及び子どもの人身売買に重大な懸念を表明し、互いの努力を調整し、この問題に取り組むために効果的な手段をとる旨を約束しました。指導者たちはさらに多くの手順を確認しました。会員国で既存の法律を強化し、厳格にそれを施行すること、また、人身売買犠牲者の本国送還手続きの簡素化も確認内容でした。国又は政府の長は開発途上の女性に関する技術委員会に指示し、売春を目的とした女性及び子どもを人身売買する犯罪と闘う地域条約を作る、その可能性の検討を行わせることになりました。

この第9回SAARCサミットに続いて、重要な作業が先の条約をめぐってなされ、SAARCの会員国が本年7月コロンボで開催された第10回サミットの間、この売春を目的とした女性及び子どもを人身売買する犯罪と闘う地域条約の草案をまとめることができたことをご報告いたします。第11回サミット中に調印に至るものと思います。これはSAARC地域全体の社会に大きな影響を与える問題に取り組むというSAARC会員国の努力における大きな進展を表しています。長く、困難な旅の始まりに過ぎないことは十二分に承知していますが、この条約の目標及び目的に邁進するものです。

当然ながら、我々はSAARC諸国からの女性及び子どもの人身売買による搾取、これらの国々が送出、受入及び通過点としての使用が増加していることに、共通に深い懸念をもっています。したがって、SAARC条約を通して、効果的な地域協力を促進かつ醸成し、売春を目的とする女性及び子どもの人身売買のさまざまな局面と取り組んでいくことも希望するものです。条約の運用面では特に、

- 調査、照会、裁判又はその他の手続きに関して相互に法的支援するための手順；
- 犯人引渡し又は起訴のための対策；
- 女性及び子どもの人身売買を防止並びに禁止する手段。メディアの使用により人々の注意を

促すだけでなく、条約の条項を効果的に実施する二国間のさまざまな仕組みも含む。
－犠牲者のケア、手当、リハビリ及び本国送還。保護ホーム又はシェルターの設立など
も含む。

これらについて詳しく述べています。

ここで触れたいのは、SAARC条約が地域及び国際的な取り決めを強化して、少女と女性の人身売買という極悪犯罪と闘うことを狙いとしていることです。売春の目的とする女性及び子どもの人身売買問題に取り組んできた多くの既存の国際条約のあることは知っています。しかし、このような難しい問題に必要な援助、支援をもたらすことができるかどうかは、地域のすべての国々、関係のすべての国際的及び地域の組織並びに民間社会の人々の専心的な行動と協力にかかっています。今回の会合がこのような協力を促進する確実な手がかりとなることを望んでいます。この際、必ず想起しなければならないのは、人身売買にからまる問題は複雑な問題だということです。家族、共同体、国及び地域のレベルで総合的な対応策を始めることの重要さを改めて強調するまでもありません。また、ネットワーク作り、経験の共有及び交換に役立つ学際的なアプローチを促進し、この重要な分野で互いの努力を支えあう必要があります。

こういう点からこの機会に、この問題に中心となって取り組んでいる政策担当者、専門家、活動家、及びNGOの皆さまが一堂に会する契機となりました組織者の立派なイニシアティブに対して感謝するものです。きわめて多くの情報と経験があります。私ども事務局はこの分野で活発に働いてこられた他の組織や個人のみなさまの経験から学ぶ機会をいただいたことについて、組織者各位に感謝の気持ちでいっぱいです。

論議を楽しみしております。会議の成功をお祈りします。

女性の人身売買

－地域的、国際的仕組み、イニシアティブ並びに見通し：概観（ESCAP文書）

1 序

女性の人身売買¹は国境のない重大な問題になっている。アジア内の諸国だけでなく、世界の他の地方にも影響している。女性は売春及びその他の性的搾取のために売買されている。セックスツアー、ポルノ、家事労働者、労働搾取工場や建築現場の労働者、物乞い²、花嫁と事欠かない。新しい情報技術、特にインターネットが次第に利用されているのは、直面する問題に対する新たな次元である。貧困や経済的剥奪—諸国間、地域間の貧富の差から女性は自分や家族の経済状況の好転を願うばかりによけい、売買される事態となっている。これは国際的に移動が容易になって、仕事を求めて一時的に移住する機会が与えられることと無縁ではない。彼女たちはうっかり騙されたり、強制されたり、誘拐され、時には奴隸状態の搾取される環境へ売り飛ばされる。決まって組織力の高いネットワークの犠牲である。このような状況下の女性犠牲者は法的な保護がなく、権利もないことが多い。問題についての報道は増えているけれども、国内、地域、世界レベルでの関心が高まった結果なのか、問題が大きくなっていることの反映なのかはつきりしない³。

問題の大きさを数量的に見積ることはできない。多くの国でこの現象について情報収集をはじめているけれども⁴、信頼できる見積もりがほとんどないからである⁵。

アジアは性的搾取のための女性、少女の人身売買の世界における中心と見られている。近年、女性の人身売買に国際的に注意が払われている一方で、この犯罪との闘いではほとんど成果があがっていない。1997年12月12日の総会決議52/98では、警戒水準にある女性、少女の人身売買に対して、国内、地域、世界でより一致した、持続的な活動の必要性が強調されている。本書では現にある地域、国際的仕組み、女性の人身売買と闘うために採択されたイニシアティブ、さらに今後の見通しについて概観する。

- (1) 本書では女性の人身売買を扱う。人身売買の犠牲者には18歳未満の若い男女が含まれていると認識されている。子どもの人身売買に関する問題は本書で詳述しない。
- (2) カンボジアからタイへ売られた女性と子どもの状況についてのワークショップ。国際移住機構（IOM）、カンボジア女性開発協会（CWDA）、対女性人身売買世界連合（GAATW）がコーディネートして、1997年5月にプノンペンで開催された。
- (3) これはアジアにおける子どもの人身売買にいくつかの側面について国際労働機関（ILO）が調査結果の分析である。事務総長からの情報要請に対して、ILOはさらに次のように明らかにした。近

年におけるアジアのとてつもない経済成長が問題の悪化につながり、短期の開発のおけるそれが合法、非合法の移住を減少させるところか、増大させがちである、と信ずる理由はある。女性と少女の人身売買に関する事務総長の報告。第51会期 総会の公式報告書A／51／309 6頁。

(4) 同上 7頁

(5) 同上 7頁

2 人身売買の概念

1949年人身売買、売春による搾取禁止条約（以下1949年条約）では売春の文脈内で売春を定義している。第1条では、1949年条約の関係国は他の人間の情欲を満たすために、

(1) 同意があつても、別の人間を売春のために調達、誘惑する、あるいは連れ去る、(2) 同意があつても、別の人間の売春を利用する者は誰でも罰することに同意する。1949年以来、この定義は移住女性に対する詐欺、郵便注文あるいは偽装結婚のような女性の他の形態による搾取、さらにセックス観光旅行、開発途上国から先進国へリクルートされた強制家事労働のような新しい性的搾取形態を含めるよう、あらゆる形態の対女性差別条約（以下CEDAWとする）第6条により、拡大されている⁶。この

見方はさらに総会決議49／166によって拡大され、強制労働、秘密の雇用、偽装養子縁組を含めることになった⁷。北京宣言と行動綱領に反映しているのがこの拡大された見方である⁸。いくつかの国で売られた女性の搾取状況の最近の新たな表れを見ると、物乞いとして国境を越えて売られる女性が含まれるように思われる⁹。

(6) CEDAW委員会一般勧告19、第47会期総会正式報告書 梯道38 (A／47／38) 第1章 段落13
～16

(7) 1994年12月23日 第94回全体会議

(8) 北京行動戦略目的綱領 D 3 段落130

(9) 脚注1参照

3 國際規準及び標準

女性の人身売買問題を取り上げている二つの大きな国際条約がある。

A 1949年条約

今回のテーマに関する主たる国際条約は1949年条約で、72ヶ国だけが関係国となっている¹⁰。この条約の批准はいくつかの条項のために困難となっている。関係国の中には間接的にこれらの条項のために売春の慣行が非合法になると解釈した国がある。売春が法律に反して行われている国である。これは条約の意図が強制売春あるいは売春それ自体と闘うことを求めているのか、そうでないのか、論議を引き起こしている。

1949年条約は明白に売春目的の人身売買を取り上げ、その他の女性人身売買の形態を含んでいない点で、まさに時代の文書である。その弱点の一つは、条約が売られた女性に法的支援、保護への法的権利を与えず、調達者、売春を利用している者や、売春宿の

持ち主の処罰に焦点を合わせていることがある。さらに、本条約は各国が遵守しているかどうかを監視する機構がない。第12条では単に、条約の適用にとっての方策や、施行された法律や取締規則を報告するよう、関係国に求めているに過ぎない。条約の実施を監督する委員会を指名しないで、受け取った情報は、人権委員会の少数派の差別防止と保護を扱う小委員会の現代的形態の奴隸制作業グループが引き受けられているか、あるいは人身売買の禁止¹¹に関する経済社会会議決議1983/20¹²の実施の中での論議に含まれてきている。

(10) 1997年12月現在。キルギスタンが1997年9月5日に調印した。

B 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(CEDAW)

CEDAWは女性のための人権条約で、第6条に女性の人身売買に関する特別条項を含んでいる。CEDAW委員会の形の適切な監視機構はない。第6条に関する質問を含めて各国の報告書はCEDAW委員会で考慮され、この委員会では今度は経済社会会議(ECOSOC)を通してその勧告や提案を国連総会へ送付する。今までのところでは、人身売買の問題は、各国との対話で主に女性の人身売買や性的搾取の文脈の中で取り上げられてきている。作業は現在、女性の地位委員会でCEDAWの条約原案に関して行われている。とりわけ、個々の女性が国際レベルでケースを国家に持ち込むことができる、CEDAWに従う、その規定を強化することが狙いである。CWSAWの弱点と考えられていた点である。

(11) 女性の人身売買に関する事務総長報告。第51会期総会正式記録 A/51/309

(12) 1983年6月20日

C 国連対女性暴力撤廃宣言(1993)

この文書では対女性暴力について国際的に同意されている定義を述べている。「身体的、性的、心理的傷、あるいは苦痛を女性に与える結果となる、またはそうなる傾向のある、ジェンダー偏向の暴力行為で、このような行為の威嚇、強制あるいは自由の勝手な剥奪を含み、公において、あるいは私的生活で起こるかは問わない」、これが定義である。第2条で吟味されている定義には、女性の人身売買と強制売春が含まれている¹³。

(13) 総会決議48/104

D 第4回世界女性会議

上記の国際文書に加えて、テーマ別国連世界会議が国際的な標準を設定するのに重要な役割を果たす。第4回世界女性会議は1995年北京で開催され、女性のあらゆる生活領域における権利を統合している。北京会議で設定された目標や、女性の進歩の過程を監視するために、国際的にずっと注意が払われてきている。それが触媒となって女性の問題に対する国の義務をより綿密に吟味することが進められている。北京行動綱領は特に、対女性暴力の全体的な広範な文脈で、売春目的の人身売買、その他の形態の商品化された性、強

制結婚や労働の問題を戦略目標D 3の中で取り上げている。この戦略目標を達成するための行動計画は出身国、通過国及び目的国の諸政府が地域や国際組織と協同して女性の人身売買を撲滅し、売春や人身売買による犠牲者を援助するよう、適切な方策をとることを求めている。女性や少女の人身売買を促す外的要因を含む、根本要因を取り上げ、既存の法律を強化して女性や少女の権利をより確実に保護し、民事、刑事的手段を講じて犯罪者を罰することも要請されている。それだけでなく、関連の司法当局や機関が協力や一致した行動を高め、国内、地域及び国際的な人身売買ネットワークを解体し、人身売買犠牲者の更生をはかることも要求されている。具体的にはNGOとの協力で行われる雇用研修、法的扶助、さらには医療である。教育計画を立てること、法律を施行し、政策と実施することもセックス観光旅行や人身売買の防止を目的に唱えられている。その際、若い女性や子どもの保護に重点が置かれる。

4 女性の人身売買と闘う国際行動

女性の人身売買問題を取り上げるために、多くの国連機関がさまざまなイニシアティブを取ってきている。一般に焦点は、国際的決議や勧告の採択が中心となるが、それは人身売買に対して緊急に行動する必要のためである。これらの決議や勧告はあらゆるレベルで、すなわち、国内、地域、また国際的なレベルで努力を強化して実行に移す必要がある。

A 女性の地位委員会

北京行動綱領の戦略目標D 3のフォローアップとして、委員会では諸政府が参加して二国間、小地域、国際協定を開発し、あらゆる形態の女性人身売買と闘うよう奨励している。さらに政府、NGO、官民が国内行動のパートナーシップを支援して、人身売買の犠牲者のニーズに応えるよう、要請している。人身売買対策の開発を促進するために女性や少女の人身売買のあらゆる局面について情報を共有すること、この問題をさらに一般の人が意識するような方策を探り入れること、インターネットのような新しい情報技術の責任ある使用を促進する、態度変化を起こすのを狙いとしたキャンペーン、情報技術を女性の性的搾取のために誤用するのを防止する手順、さらに観光開発や労働力の輸出／移住の分野で人身売買業者による搾取をこれ以上進展させないための方策などがとられてきている¹⁴。

(14) 1998年3月2-13日 第42会期

B 人権委員会

1994年に委員会では対女性暴力に関する特別報告者を指名した¹⁵。これには委員会の計画の中に女性の人身売買問題を入れ、女性の権利を促進、保護し、女性に対する暴力をなくす狙いがあった。人身売買問題は依然として委員会の優先問題であり、世界的に増える傾向にあるこの問題の性格について政府、NGO及びその他関係者と協議するよう要請されている特別報告者の義務となっている。

委員会はまた、相談、研修、情報活動の下で作業計画に女性や少女の人身売買問題をその計画に入れるよう人権センターに指示、人権センターは要請があれば政府を支援して、教育や情報キャンペーンを通して人身売買の防止策の具体化を図ることとなった¹⁶。

奴隸の現代的形態に関する作業グループでは、ごく最近の23会期で女性の人身売買問題を取り上げた。この文脈の中で、売春の利用、性的搾取のための女性と少女の越境人身売買、奴隸制や奴隸制のような慣行の不正な役割、性的搾取のためにインターネットを不正に使用することに関して、特別勧告を行ってきた¹⁷。

奴隸制の現代的形態に関する作業グループの少数派保護と差別防止小委員会では1996年以来、人身売買や他人を売春で利用することの防止、情報や教育、法的手段と法律の施行、更生と再統合、国際的調整の分野における一致した方策の採択に向けての行動計画を承認してきている。この計画では国際的協力の強化が求められている¹⁸。また、人身問題やその新しい形態と闘う政治的、社会的意志の開発の必要性が強調されている。人権センターが国連事務局、特に女性進歩部局、CEDAW委員会などとの協力の下、計画の調整にあたるよう勧告されている。他に、犯罪防止と犯罪正義部局、それに国連高等難民弁務官（UNHCR）、ユニセフ、ユネスコ、ILO、WHOなどの政府間レベルの機関も協力対象となっている。各国はNGOと共同して1996年行動計画に沿って国内計画の開発にあたるよう、奨励されている¹⁹。

- (15) 人権委員会決議 1994/45 対女性暴力に関する特別報告者は最近、ポーランドにおける人身売買と強制売春の問題を取り上げている（使命 1997年5月24日－6月1日）、E/CN.4/1997/47/追加1
- (16) 人権委員会決議 1997/19 女性と少女の人身売買 1997年4月1日（56回会合）
- (17) E/CN.4/Sub.2/1998/14
- (18) 人身売買と他人を売春で利用することの防止のための活動計画、E/CN.4/Sub.2/1995/28/追加1
- (19) E/CN.4/Sub.2/1998/14
- (20)

C 犯罪防止と犯罪正義に関する委員会

犯罪防止と犯罪正義に関する委員会では、世界各地における不法移住者の密入国の傾向について検討を重ねてきている。女性の人身売買は、移住者に対する暴力というその全体的な文脈の中で考察されている。委員会では、犯罪防止や犯罪正義の分野で暴力撲滅について、モデルとなる戦略や実際の方策をまとめる作業を行ってきたが、それは1997年の国連総会で採択された²⁰。これら戦略や方策は、国際的に同意のあった戦略と方策であり、犯罪正義組織の側におけるあらゆる形態の暴力に対する女性の犠牲者への、また犠牲者支援と援助、保健・社会サービス、研修、調査や評価の追加領域への「公正な処置」という反応を高め、確保する狙いがある。

これら種々の委員会一似たようであるが、別々の任務をもっている一により行われる多くの活動は、女性の人身売買問題を取り上げるそれぞれの努力において、あるいはばらば

らになっていると見えるかも知れない。しかし、これらの機構や努力の全体的な蓄積を考慮することが大切である。それらがいつしょになれば、重要なレバー役を必ず果たすのであり、各国に圧力をかけ、国際的義務に従うようにするだけでなく、国内の努力に手を貸すことになるのである。国際社会が最近の女性や子どもの人身売買を重大と考えていることからして、各国はさまざまな国際的フォーラムの場で説明を求められることが多くなっている。さらに再三再四、人身売買に関する国際的政策への国際的な誓約を明らかにするようにも求められている。

(20) 対女性暴力撲滅のための犯罪防止及び犯罪正義方策に関する決議52/86。その付録を参照。

D 国連組織の特別機関やその他の実体

国連組織の特別機関やその他の実体の計画、関連活動は国内、地域レベルで状況の変化を支援し、かつ／あるいは状況の変化を引き起こし、国際的な誓約を行動に移すことができるよう重要な役割を果たしている。相談サービスによる支援や技術的支援を通して、このような役割をしている。これらの機関や実体の活動の多くが特にアジア地域に向けられているのは驚くにあたらない。活動の中には以下も含まれる：

ILOの子ども労働の撲滅に関する国際計画（IPEC）の作業の中では、1997～98年間の国レベルの計画には、現地レベルでの教育計画の実施が含まれていた。人身売買の犠牲者にされる危険に備えて、北タイの若い女性や少女を教育することを目的とした娘教育計画という名称であった。

1998年8月、ILOは「性分野：南東アジアにおける売春の経済的、社会的基礎」という研究を公刊した。女性と少女の人身売買に関する研究ではないが、女性や子どもの性分野における募集の問題を取り上げ、インドネシア、マレーシア、フィリピンやタイの国別研究を含んでいる。

国連内の調整を担う特別委員会は、ESCAP、ILO、国連開発基金（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、ユニセフ、国連女性開発基金（UNIFEM）、さらに国連国際薬物規制計画（UNDCP）からなるが、これはアジア地域における女性の人身売買を取り上げるために設置された。

女性と少女の人身売買問題はUNIFEMの対女性暴力撲滅活動支援トラスト基金にも含まれている。

メコン地域の諸国における女性の人身売買に取り組む小地域計画のための国連開発基金プロジェクトが進行している。

5 女性の人身売買と闘う地域の仕組みとイニシアティブ

A 専門機関

上記D節参照。

B NGO

この地域で女性の人身売買問題に取り組んでいるNGOの奮闘ぶりは、どんなに強調しても強調しすぎることはない。単独あるいは協同して活動しているNGOは、国連組織の技術援助、国際社会の善意と財政援助を受けて、また時にはこのような援助がないままに、国内や小地域レベルで女性の人身売買問題に取り組む行動の力になってきている。人身売買や女性犠牲者の人権の搾取がもたらす真の危険をより広く人々に気づかせるためにNGOパートナーが携わった活動は挙げきれないだろう。多くの場合、NGOの仕事は人身売買に関する、あるいは法改革に関してさえ、国内プランの重要な一部となっているのである。

とはいっても、地域の活動に関して今までのところ、これらのグループの努力が政府の支持のある、女性の人身売買に関する小地域条約草案にこぎつけたのは南アジアだけである。売春のための女性及び子どもの人身売買を防止し、それと闘う地域協力南アジア連合（SAARC）条約草案は、1999年にその構成員国により署名される予定となっている²¹。SAARC地域—国同士、越境して—諸国の女性や少女の人身売買が警戒次元にあることを政策立案者に注意を向けさせる、それは女性NGO²²により積み重ねられた仕事のおかげである。この条約草案の意図はSAARC構成員国との間に必要な協力をもっと促して、効果的に女性及び子どもの人身売買の防止、禁止、及び抑止のさまざまな局面と取り組むことにある。人身売買犠牲者の本国送還や更生、国際的売春ネットワーク、特にSAARC地域の諸国が出身国、通過国及び目的国であるネットワークで女性と子どもの利用を防止することも意図されている。SAARC構成員国の積極的な反応は小地域における人身売買を抑止するための行動を実現する用意のあることを示している。さらに、南アジア及び地域全体としての重要な社会的問題への最初の、重要な一步ともなっている。

- (21) SAARC構成員国にはバングラデシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン及びスリランカが含まれる。
- (22) 女性グループとはアジア女性人権協議会（AWHRC）、オックスファム・ネパール、UBINI Gバングラデシュ、サングラム・インディア及びサンラーブ・インディアである。

6 見通し

女性の人身売買は地域全体に、とりわけアジア（北、南東及び中央）の小地域で広がっている。そこの国々は出身国、通過国であり、目的国である。売春、ポルノ、セックス観光旅行、インターネット注文花嫁のために新しい情報技術が次第に利用されているが、（まだ数量化できない）広い範囲の、既に難しい問題をさらに増加させるようである。地域の各国がアジアの金融危機以後の経済混乱や長く続く影響によって痛めつけられているが、性的搾取のためになされる女性の人身売買がさらにエスカレートして、国境を越えて広がるだろうとの予測が以前からあった。法律施行担当者（警察、入管）の間に見られる不正行為のような障害は、地域全体における多くの国の貧困が深刻化するのを考えれば大きな問題となる。女性の人身売買という儲かる商売をしている者一国の高官が加わっていることが多いーの既得の経済的利害や、非合法活動に目をつぶってもらおうと法律施行担当官

に提供されるリベート問題には真剣に取り組む必要がある。金のないアジアでは、資源は国の努力だけでなく、地域のそれを支援するのに今でも乏しい。

SAARCモデルを地域全体で繰り返すことができる事がおおかたの希望である。SAARC諸国の経験だけでなく、地域外の経験もじっくりと見直しして、地域のスケールで人身売買と闘うために政策立案者と相互作用的な話し合いの展開の中で共通の分母を確認する必要がある。性的搾取を狙いとする女性の人身売買を防止し、それと闘うために効果的な方策を求めたヨーロッパガイドライン、それをめぐるハーグ大臣宣言草案作成にかかわった人々の経験が一例である。国内、地域及び国際的に一致した、持続できる行動の必要性を強調した総会決議52／98を想い起こして、前進し行動を起こそう。

今後取るべき行動についての提案

- 現在の国内、小地域、地域さらに国際レベルの人身売買問題へのアプローチがより効果的であるためにはどうしたらいいのか、吟味する。ものごとはどうやったら別のやり方でできるのか。政府とNGOの仕事でより密接なつながりをどうやったら作り出せるのかの可能性を探る。民間でなし得る役割を調査する。
- 人身売買と効果的に闘う上で、地域での優先順位を考える。犯罪防止－人身売買業者の処罰が中心となるべきだろうか。これはどういう意味だろうか。貧困が最大の危機である地域では、これには長期計画を考慮する必要がある。もし人身売買が撲滅されるべきであるのなら、社会的経済的政策は女性が開発に同等にかかわることができるように保証するために構築する必要がある。
- 既得の利害と取り組む効果的な行動を求める。
- 本書で言及した、既存の国際フォーラムを効果的に使用する方策を探る（新たな国際文書の草案化は求めない）。同時に、政治的・社会的善意や、より重要な説明責任を活発にする効果的な綱領たりうる、他のフォーラムを探る。例：ASEAN、ASEM
- 1995年の北京世界女性会議での女性の権利は人権であるとの確認を想起しつつ、人身売買と取り組む、権利に基づくアプローチの採用の可能性を吟味する。CEDAWがある。それを人身売買問題に適用しよう。

日本「性産業の拡大とそれを止めるための世界的な諸努力」

あらゆる形態の差別と人種主義に反対する国際運動（IMADR）

羽後静子

序

人身売買と売春の状況は警戒水準に達した。世界的な性産業の拡大は世界経済の文脈の中でとらえる必要がある。特に日本の場合、日本のいわゆる「バブル経済」の出現とともに、1980年代にこれは問題となった。その結果、人身売買の新たな形態が登場してきただけでなく、NGOが国連人権機構のみならず、日本政府や出身国政府と協力して新戦略を開発する新しい可能性も出てきた。日本で多少の努力が展開されてきたが、人身売買や性産業の世界化と効果的に闘うためには新たな国際的な法的枠組みを創り出さなければならない。

第2次世界大戦後の人身売買と反人身売買の闘いの状況

日本が1956年に国連に加入を認められた際、日本が批准した最初の条約は、女性人身売買及び他者の売春による搾取禁止条約1949であった。同年、この条約の履行のために新たな法が施行された。売春防止法である。しかし、この法をよく見ると、それはモダニスト、フェミニストがそのために戦ってきた真の勝利ではなかった。この運動の要求の中で、男性客に罰則を与える要求が議会で無視されたのである。そのため、雇い主、勧誘した者、便宜をはかった者、搾取した者だけが罰せられることになった。しかも、この法律は抜け穴だらけで、さまざまな新しい売春形態の展開を認めていた。トルコ風呂がその例で、これは後でトルコ政府の苦情からソープランドと改称された。このようにして、日本経済の急速な成長は性産業の繁栄と軌を一にした。マッサージ所と看板を掲げ、売春が隠れて行われていた。女性従業員とその客との個人的な「自由恋愛」を装った、形を変えた売春であった。

日本の経済成長と余暇産業の発展がもたらしたもう一つの結果は、観光産業の急速な成長である。日韓友好条約は1965年に調印されたが、これは前年1964年の日本の旅行自由化に続くかたちとなった。韓国への性観光旅行の下地がこれでできあがった。性観光旅行は他の東南アジア諸国、とりわけフィリピンとタイに広がった。これは世界における新たな労働分業と、そこにおける日本の世界システムの中核への進出、さらにまだ周辺に位置するアジアの他地域に対する日本の経済的、性的な搾取を示している。

日本における性産業と犠牲者

1991年の統計によれば、日本の性産業は日本の軍事予算に匹敵する収益をあげ、それは国民総生産の1%に達している。非合法な売春はこの公式統計には含まれていないが、5千億円に達すると見積もられている。これは日本の性産業は合計でおよそ3兆円の収益をあげていることを意味している。

1997年、日本で働くアジアの女性数は8万と見積もられている。性産業内には人種主義的なヒエラルキーがある。トップは日本人か西欧の女性で自前で稼ぎのいい売春婦、次が東ヨーロッパ出身の白人女性で、最後が東南アジア出身の女性である。ともに身売りされた女性である。

日本の総理府は1997年、売春対策の現況について報告書を公刊した。その報告の中で現地のヤクザ（マフィアギャング）と結託している国際的な人身売買ネットワークの支配下で強制売春をさせられている身売り女性や少女の存在が明らかにされている。1996年、中部日本のヤクザの親玉たちが地域の色々なスナックに約200名のタイ少女を送り込んだ。彼女たちのパスポートは没収され、売春を強要されていた。人身売買のルートは国によって異なる。日本に売られたタイ女性の場合、大体4つの段階を踏んで移住する。まず、故郷の村で彼女たち犠牲者と接触し、日本で働くよう説得するエージェントがいる。この段階でリクルートは隣国に広がる。ビルマ、ベトナム、カンボジア、それに中国で、そこで土地の女性が関与することが多い。リクルート後、彼女たちを故国から日本へ連れてくるエージェントがいる。3番目に日本の空港で彼女たちを出迎え、性産業に売る者がいる。最後に性産業の現場の持ち主がいる。各段階のエージェントはそれぞれ、自分の分け前をするが、それは犠牲者たちにツケがまわり、その借金が増えることになる。

警察は時々、売春防止法の違反者を逮捕するため一斉検挙を行うが、たいていの場合、ヤクザ、スナックやクラブの持ち主は逃げ、警察によって犯人扱いされる女性や少女たちが残される。彼女たちの売春行為が立証されなくても、それでも入管法から見れば、不法移住者の犯罪者という扱いになってしまう。

IMADRの活動

日本においてIMADRはアジアの送出国と受入国でのフェミニスト運動を結ぶ活動を開始した。地域的、世界的協力を創り出して人身売買犠牲者をエンパワーする狙いであった。売春女性、「不法」移住労働者、非日本系アジア人、先住民、さらに女性に対する差別を包括して多重な差別事例として、人身売買問題が取り上げられた。この運動はアジアにおける人身売買犠牲者のエンパワーメントのために2度のシンポジウムを組織した。参加NGOや係官は人身売買を止める具体的な手段だけでなく、日本が売られた女性を刑罰の対象とせず、彼女たちの権利を尊重するよう係官の研修を行う必要がある、と一致を見た。また、市民社会（学校、メディア）内の態度を変え、人身売買の犠牲者や生存者のエンパワーメントの障壁を取り除く必要がある。このような課題はあらゆる形態のジェンダー暴力に対するまとまった行動の文脈の中で最もよく達成されることがわかった。

政府レベルでは北京会議のフォローアップが「プラン2000」として採択されたが、この中では売春問題に対する統一的なアプローチが提案されている。これは政府が不正確な角度から人身売買の問題全体に取り組んでいることを示している。人身売買の犠牲者を刑罰の対象からはずすより、「ふつうの」女性が売春にはまりこまないよう保護している。

とはいっても、この状況を変えると思われる新たな展開が国際段階で見られた。1997年のストックホルム子どもの売春会議は、日本に現在、子どもの人身売買及び売春に対する法律がないことは国家的な恥である、ということから日本政府に共同契約を結ぶよう強制したのである。

今後の活動に関して、国内立法が不可欠だが、世界の性産業が女性をリクルートし、日本に売るために開発してきた相互関連した広範な動きと対決するためには不十分である、というのがIMADRの考えとなっている。日本と出身国間の二国間協定を協議する必要がある。地域的、国際的立法や行動計画を開発して、世界に性産業とうまく対決しなければならない。また、人身売買の生存者がそのふるさとの共同体へ再統合できるよう支援プログラムを開発することも重要である。さらに、権利の保証と犠牲者の尊厳のために警察官、入管職員、政府担当者、並びに関心ある市民向けに研修コースを開発することも重要である。そうすれば、犠牲者が犯罪者として扱われることはなくなるだろう。このために、IMADRはこのような研修セミナーを促進するためにマニュアルを刊行した。

ウズベキスタンからの報告

緊急センター「SABR」ディレクター
マブルダ・シリノバ

ウズベキスタンは、中央アジアに位置し、人口 2300 万人のうち半分以上が女性である。女性の 61% が田園地域に住んでいる。政治構造は、大統領共和制である。国連のメンバーで、女性の権利のための基本文書を批准しており、女性の法的地位は、他のアジア諸国に比べてウズベキスタンは高い方である。

いかなる差別も国の憲法で禁止されており、労働法は、女性が有害な環境で働くことから保護している。また、社会保障法に従い女性は、特別社会集団として社会保険をもらう権利がある。

1940 年代以来、女性はコルホーズ（集団農場）長に選ばれているが、政治、経済面での指導的な地位に関して、やっと改善され始めたばかりである。1996 年、国会議席のうちに女性の占める割合は 11% 以下である。官僚の上層部にもまだ女性の占める割合は低い。

現在、大学生総数は 158 人で、そのうち 36 人が女性であるが、その数は減少している。この傾向は、主に、伝統的な考え方と、特に田園地域に強い家長制度の習慣に関連がある。少女たちは、よい母、よい妻になるように育てられる。

また、健康関連、主に初等の水準の教育関連、小さな商売及び小中規模の会社関連というように、典型的な女性の職業と考えられている、ある種の職業がある。早婚や高い出産率の結果、女性たちは主に家事と子育てで忙しい。

ウズベキスタンには、旧ソヴィエトのような活発な労働市場政策を実行している施策はない。ウズベキスタンの近年の歴史の中で、はじめて独立を獲得し、国境を開いたことによって、女性たちは、資本主義的な生き方に直面させられている。

お金を求めて、女性は海外に出始め、近代文明の到来とともに、女性たちは売春のような、つまらないものを同時に吸収しあはじめた。労働市場はさらに細分化されはじめており、たくさんの女性を売春と、その他の安易にお金儲けができるようなものへと導いている。

彼女たちは、自由意思もしくは強制により、組織されていない売春商売にかかわっていく。失業や商売のローンの受取困難さにより、教育の不足、そして、財力の全般的な欠如などが、女性たちに、身体を売ることを余儀なくさせる要素となっている。

国家法には、女性の肉体売買に対する特別刑法はない。しかし、自由、名誉及び尊厳に対する犯罪を取り扱う犯罪法第 6 ユニット（= 単元）に、性的搾取もしくは詐欺の手段による、その他の搾取目的に人を雇い入れることに対し、特別な刑罰を定めている規定（第

535 条) がある。

性搾取及び変態性欲という形態のすべてから、子どもを保護する犯罪法に、特別規定(第 128、131、130 条)がある。統計では、人身売買のケースは非常に少ない数字しか明らかされていないのが事実であるにもかかわらず、ウズベキスタン政府は、こうしたケースに対し、確実な防止策を取っている。

女性の密輸及び肉体の取引に関する民事訴訟が、メディアによって多数発表されているが、国民やマスメディアは、防止努力をすべきである。また、サマルカンド地域国内業務省からの情報によると、性的搾取目的に女性の人材募集と関連した疑いで、1997 年と 1998 年の間に、5 人が告訴された。

42 人の市民が、売春婦あっせんにかかわったとして告訴された。204 人の職業売春婦がプロとして登録され、さらに 526 人の女性が、8 人のホモセクシュアルと一緒に淫らな行為にかかわったものと推定されている。しかし、この数字はこうした発表されたものにとどまらず、もっと多数あるであろうと考えられている。

肉体の売買が、一方で、大部分が経済的な要素によって引き起こされていながら、他方で、人身売買から利益を得る人々により助長されているのは明らかである。今回の会議を準備してゆく段階で、我々は、我が国におけるこうした現象に対する論拠を見いだし、あばいていこうと努力してきた。そして、私は、我々の研究の結果をあなた方と分かち合いたいと望んでいる。

- ・ ウズベキスタンの女性の家庭的な考え方と経済状態の悪化が、生計を立てるために、女性たちに、その肉体を売らせている。大都市の金持ち男性たちの間で、いわゆるセカンド・ワイフの慣習がはやっている。
- ・ 民主主義原則への移行と国境開放により、女性たちに自分たちの肉体を売りにいくことが可能になった。彼女たちの何人かは自分の自由意思でそうしている。文明化した民主主義社会への移行のためには、近代化へ向けての発達が早すぎ、それへの移行がなめらかにいっていない。だから、新たなる厳しい状況の中で、彼女たちの経済状況をはやく改善したいという希望は打ち砕かれている。

成長かつ発展するためには、大多数のウズベキスタン女性の教育水準を上げることによって女性の搾取という、受け入れられない形態に対し、われわれは取り組むことができる、と信じている。

こうした考え方から、個々の集団と全住民に対し、あますところなく教育が用意されている。たとえば、売春に巻き込まれる高い危険性をもつ女性に向けた現行の社会プログラム、専門総合センター、少女及び若い女性のための相談サービスの業務、就職さがしの支援、多種の総合診療所等が組織された。

要約すると、低俗な性的関心を満足させる営利本位の需要を先進諸国が擁護している限り、国内で供給しているサービスの形、または売春観光旅行の形態のいずれかで、需要と供給の市場経済の観点から、性的搾取目的の女性の人身売買は存在し続けることを私は強調したい。

しかし、売春は悪い結果に終わる。それは単に、売春に係わった人々にばかりでなく、社会全体にである。

したがって、今後の活動に関して、我々は以下の提案をしたいと思う。

- 1 売春目的の人身売買及び人身売買問題を処理を目的とする政府と非政府機構の統合
- 2 人身売買の被害者に対する緊急センター及びシェルター（避難所）を開設すること
- 3 H I V／エイズや他の感染病及びワークショップを催すための、予防保健センターの設立と、このような病気の予防に関する情報の普及を目的とする、H I V／エイズボランティアの人たちへの研修

政府は、女性の人身売買防止の対策を講じた。1992年、さまざまな水準の国際業務機関が組織された。性的搾取に関与するための女性を募集し、売春させたとして5人の人が告発された。（いつ？）42人の住民が、売春を職としたとして刑事裁判所に呼び出され、売春婦の数、これらは実際にもつといふと思われる。経済的理由による肉体売買及び、肉体売買から利益を得る人たちによる肉体売買の研究結果：ウズベキスタン女性の知性と彼女たちの経済状況が、彼女たちに自分の肉体を売らせることになっている：

大都会の男性のための「セカンドワイフ（第2の妻）」という慣例；田園地域に何ら問題のないこと、国境の開放によって女性たちが自分たちの肉体を売りに海外に出させていい：こうした女性たちは、少し騙されやすいが、自分の自由意思でそうしている女性たちもいる。民主主義への移行の遅さによって、お金もうけがてつとり早くできる方法として、売春という社会悪へと導いている。

供給された教育的な事柄、全体（誰に？）社会プログラム（計画）の範囲・集団・市場経済；先進国が、彼らの需要を擁護するため、先進国での女性の人身売買、お金で買うことのできる性的対象として見られている。

インドからの報告

カルカッタ SANLAAPアシスタントコーディネータ
アンディット・ロイ・チャウドハリー

序

グローバリゼーションは世界経済の駆動力たる魔法のことばで、個々の国家には殆ど余地を与えない。

現金穀物症候群の拡大のために、国家はより栄養のある、地域社会にとってより価値のあるその他の産物への投資をやめてしまう。バングラデシュ、インド、ネパールその他の国では農業分野を隅に追いやったがために、正真正銘の貧困がもたらされている。このことでこれらの国々は社会文化的にさらに脆弱になってしまっている。さらにそこに見られる、既に存在しているジェンダー不均衡、並びに歴史に深く根ざしている家父長制が世界市場に新たな商品を創出する：女性と子どもである。

南アジア諸国は一定の問題に直面しているが、たいていは以下の要因が組み合わされている：

- 根本的な生計の危機、食料、収入の不安定
- 失業
- 環境悪化
- 階級／カスト／人種及びジェンダー暴力
- 人間の再生産に欠かせない公共サービスの不適切さと再民営化

カルカッタにおける性産業

性産業はカルカッタと同じくらい古い。すなわち、300年の歴史がある。カルカッタの拡大に伴い、新しい地域が赤線地域（RLA）リストに加わり、売春がカルカッタとインドの繁盛する商売となっている。売春に売られる最適の年齢は彼女が子どもの時で、たいていは少女が売春婦になる。売春夫の場合もあるが。

1992年、全インド衛生公衆保健所は調査を実施したが、概算では赤線地域が18ヶ所、405軒の売春宿、職業的売春婦10,241名、非職業的売春婦3,585名、合計すると売春婦数は13,826名となった。

どの研究でも売春で働く子どもの数に分類の面から言及していない。

SANLAAPは子どもの売春の領域で特に活発に動いているので、焦点はこの特定のタイプである。これには秘密性が高いので子どもの売春婦の数について信頼できる見積もりは

ない。つい1997年8月のこと、ソナガチのシャマリ・サーカーさんは雇われた現地人に残酷なやり方で殺害された。彼女自身、以前売春婦だったが、売春について警察に情報を漏らしたとの疑いを掛けられたためであった。

SANLAAPの活動家が多くの子ども売春婦から聞いたところによると、自分の年齢を実際より上にいうよう強制される。そうでないと、情け容赦なくぶたれてしまう。彼女たちは18歳以上であり、自分の自由意志でやってきたといわなければならない。

1992年に行われたある研究によると、現在働いている売春婦の約48%が売春婦になつたのは、18歳よりかなり下だった。現場のワーカーによると、子ども売春婦の割合は15%となっているが、最近ではこの割合は高くなってきた。現在の概算では15%～40%の間となっている。

子どもたちが西ベンガルの村から都市へ売られることが多い。同じ村出身の女性売春宿持ち主が買い主である。しかし、バングラデシュやネパールからも売られてくるが、本当の国籍を隠すよう強制される。

教育を受けていないことや貧しい経済的状態のために、彼女たちはさらに傷つきやすい。技能のいる仕事につくのが困難だからである。ひどい状況の中、彼女たちに選択肢は殆どなく、都市へ移住するしか方法がない。そこで容易に人身売買業者の手に落ちてしまうのである。また注目しておきたいのは、このような少女たちの多くが騙されて結婚したり、結婚の約束をして自分の村からそのために連れ出され、それから売春を強制されることである。自分が何のためにそこにいるのかわかった後で逃げるのは難しい。特に海外では困難である。パスポートがない、あるいは法的な書類や金がないので、簡単には故国へ戻ることが不可能な無国籍者になってしまう。

人身売買

物乞い、売春、ラクダレースあるいは臓器移植など色々な目的のために子どもを売買することが南アジア諸国でさらに進んでいることは広く知られている。より広い水準では、人身売買は資本主義／家父長制の文脈でとらえない限り、理解できない。近代化と開発の現象、国民国家の概念や軍事化とすべて人身売買の拡大の根本となっているものである。

子どもの人身売買のグローバル化は武器や薬物密輸より利益になり、魅力的である。一つには証拠不足のため人身売買はこれら密輸より罰則が厳しくないからである。

少女や女性に対する人身売買の影響は重大で、次の要素の組み合わせで存在することが多い。

- 心理的衝撃／恐怖／意気消沈
- 精神異常
- 性器損傷
- 望まない妊娠
- 数度の中絶

- 性病
- エイズ
- 結核
- 社会的に見捨てられた者としての烙印

勧告

インド女性委員会は『正義、エンパワーメントと平等を求めて』と題する本の中でいくつかの勧告を行っている。SANLAAPはその一部を採択し、それに取りかかっている。

- 1 未成年者の売買はそれ自体、厳罰に処せられなければならない。
- 2 立法の導入により、インドにおける結婚登録の義務づけ。
- 3 子どもの定義の拡大。
- 4 人身売買業者に対するより一貫した罰則。
- 5 関係機関はあらゆるレベルで意識の涵養に努めなければならない。
- 6 警察、当局、裁判官などのオリエンテーション。
- 7 売春宿から救出された人／子どもはその同意がなければHIV検査をしない。
- 8 売春婦の子どもという烙印を押すことをやめる。
- 9 売春していた女性やその子どもに対する無償の初等、生殖及び性保健教育の提供
- 10 本国送還手続きの簡素化及び、売春していて救出された子どもの再統合に留意する（政府機関及びNGOを通じて）。
- 11 救出された子どもは100%医療を保証されなければならない。
- 12 エイズの恐怖と闘うために具体的な保健政策を樹立する必要がある。
- 13 政府が注意喚起パッケージを設計して、傷つきやすい大衆向けに教育及び法的な注意を喚起すべきである。
- 14 子どもは子どもの虐待防止でみずから果たすことのできる役割を知らされなければならない。
- 15 売春につながる宗教的、伝統的及び文化的な考えは廃止されなければならない。
- 16 地方機関や政府の助力でNGOは草の根レベルで危険地域に焦点を合わせ、少女たちが売春に誘い込まれるのを防止しなければならない。
- 17 支援サービスは誰もが利用できるものでなければならない。
- 18 既存法の完全実施。

適当な機関がこれらの勧告を実施するのは長い道のりとなるが、それにより危険な状態にある子どもの状態が緩和され、将来、より多くの子どもがこの罠にかかるのを防止することになる。

人身売買の被害を減らすには

ハミーダ・フセイン
アジア女性国際移住ネットワーク

I 人身売買問題

- 1 法的に刑法で人身売買と誘拐について言及した最初は、1860年の英國法であった。これは売春目的の人身売買に言及したが、国際的な国境侵犯に言及したものではない。
- 2 130年後、人身売買は世界的に広がり、それを懸念する声が世界的に表明されている。
- 3 各国政府は特に二つの点について懸念している。
 - 国境の管理。これは個人の移動の自由を制限する。
 - 性労働。これはHIV／エイズへの懸念が焦点。
- 4 われわれはどうして女性や子どもが誘われて、あるいは強制的に自分の場所から移動することになるのか、その理由を理解する必要がある。また、彼女らの人間たるゆえんを侵し、選択の自由を侵し、挙げ句は暴力となる、その理由を理解する必要がある。人身売買として知られる移動の過程を理解する必要がある。人身売買の原因を除去／削減する必要がある。刑罰的な戦略に限ってはならない。

II 南アジアにおける、やむをえぬ要因

1 経済的脆さ

- 牽引力の要因は生産コストを下げ、性産業に従事させるために、またサービス分野への安価で、脆弱な労働力への需要である。現地の労働力が利用できないか、自分から働くことしないからである。
例：バングラデシュの女性はカラチでカーペット織りや魚の乾燥で働く。インドで建築、あるいは売春婦として、あるいは強制結婚の形で家を拠点に働く。
- 推進力は貧困からのサバイバル戦略や移動への衝動の結果で、村から町へ、国境を越えた移動となる。
- 南アジアは最貧困地域の一つである。貧困の原因は歴史的なそれだけではない。農業投資のなさ、低開発が土地と食料の確保を奪っている。さらにS A A R Cと政府の多くは、年間予算の殆ど半分かそれ以上を防衛やその他の無駄な出費にあて、貧困の根絶を優先させていない。
- 貧困の女性の割合は、さらに明白である。彼女らの土地やその他の生産手段の支配は、男性のそれよりかなり低い。経済の自由化に続く構造調整が村の生産拠点を侵食して

しまっている。家庭は次第に女性の労働力への依存度を高めているが、わずかな機会しか開かれていない。貸付け計画が女性に開かれているが、生産に投資せず商売や商業に投資されている。彼女らの多くは賃金労働者、給料のない家庭労働者、あるいは家事労働者となっている。

2 社会的政治的脆弱さ

- 南アジアの政治的变化は女性の移動に対して新たな国境を創出している。川を渡ることが突然、50年前と同じく別の国へ行くことになってしまった。
- 政治システムもバングラデシュのロヒンガヤ人のように移動をもたらしている。これはパキスタンへの人身売買のターゲットになっている。
- 遺棄、重婚、離婚、離婚後の扶養料のなさ、さらには新婦持参金のような差別的な法律や慣行が女性の社会的地位を貶め、女性に対する暴力の一因となっている。
- 出生や結婚の登録が広く行われていない。親は年のいかない娘を生活不安のために嫁がせる傾向がある。親は持参金を必要としない人に嫁がせることが多い。しかし、登録されないと、その男が既婚であっても、チェックする方法がない。
- 南アジア、特にバングラデシュ、インドやパキスタンにおける既存の人身法による重婚の是認は、男性の多重婚を認めている。再婚の前に第一の妻の許可を得る要件は往々、無視され、妻は遺棄されるか、離婚され、こうなると彼女は生家に戻り、その家族のやっかいものとなってしまう。

3 バングラデシュから家事労働のために女性が移住するのは最近（1998年7月）禁止されたが、これは地下の移動を誘発し、人身売買を煽ることになるだろう。

III 人身売買の事例

- 1 女性はバングラデシュからインド、パキスタンへ売られ、売春宿、強制結婚、低コストの製造業、建設業、及び家事労働に追いやられる。彼女らの中には、中東へ連行されるのもいる。
- 2 若い少年少女は性労働、物乞い、さらには密入国のために連行される。
- 3 男の子は中東へラクダのレースのために連行される。
- 4 子どもや男性は臓器移植のために連行されるとの報告があるが、これについて公の情報がない。
- 5 1997年に人身売買の犠牲者832名が救出され、そのうち615名は子どもだった。1998年6月から9月にかけて228名が救出され、39名の人身売買業者が逮捕された。10月に139名の子どもや女性が救出された。少なくともダッカの50ヶ所のホテルからであった。子どもたちは中東でのラクダレースのために連行される途中、インドで救出された。

IV 機 関

- 1 人身売買ネットワークが広がっているが、その第一のエージェントはたいてい、親戚か仲間の村人である。女性エージェントが子どもの母親のふりをすることが多い。彼女らには時々、現地の有力者の後押しがある。
- 2 人身売買ルートの変更は迅速で、国境は出口点に過ぎない。人身売買は最も経済的に落ち込んでいる区域で起こる。
- 3 バス停留所、汽船駅、汽車駅のような旅行ターミナルは、女性や小さい子どもが誘拐あるいは、誘惑される場所である。
- 4 ホテルは現在、子どもを売るのに利用されている。ダッカでは最近、3ヶ所このようないわゆる「子供販売店」が発見された。

V 女性グループ／NGOの戦略

- 1 権利、見知らぬ人に同行することの危険、結婚登録について学校、大学、地域社会、女性グループで問題意識の涵養をはかる。
- 2 警察や国境管理の意識化を進める。警察は刑事手続き法54条により、帰する理由なしに、誰でも逮捕できる。女性や幼い子どもは刑務所で拘留される。
- 3 行政、司法システムや大使館等に連絡を取って、またインド、パキスタンの同様組織と連携して、犠牲者の本国送還を援助する。家族の居所探し。
- 4 本国送還時にシェルターを提供する。
- 5 拘留中の女性に法的扶助。保釈金の取得。
- 6 カウンセリング。これはバングラデシュではまだ利用できない。
- 7 人身法の変更、犠牲者への支援、さらには犯罪手続きの変更を求めて、国内で地域でロビー活動を行う。

VI 政府のイニシアティブ

- 1 刑罰法：1995女性と子どもの抑圧に関する犯罪は保釈の可能な14年の刑に厳しくなった。政府は死刑を考慮しているが、刑罰の重さが適切な証拠のない、有罪判決を防ぐ。
- 2 人身売買の奨励になるような移住の禁止。
- 3 政府のCEDAW批准（二つの留保事項）と北京行動計画の採択。第5次5ヶ年計画に含める。ただし、政策はまだ実施されず、CEDAW規定はまだ国内法に組み込まれていない。
- 4 家庭省組織は人身売買を含む対女性暴力を監視する。
 - 監視月報
 - 活発な国境監視
 - 特別警察班

VII 地域ロビー活動

- 1 1986年以来の女性グループのロビー活動により、人身売買が1994年のSAARC S A A R C 女性大臣会議の議題に含まれた。
- 2 1998年のSAARC専門家グループ会合及び技術委員会で条約に関する協議事項の草案を考察した。
- 3 1998年7月の常設委員会協議事項に入れられた。
 - 第10回SAARCサミットに提出される予定。
- 4 条約の批判 あまりに限定的である。人身売買より売春にウェイトをおく、売春のための人身売買を取り上げ、子どもをラクダレースや物乞いに利用する点を無視している。
 - 本国送還が強制送還につながることがある。

VIII 将来戦略

国際、地域、国内レベルでより総合的な戦略が必要。

1 国際レベル

- 対女性暴力特別報告者による年報のための国際苦情手続きを設ける。選択できるプロトコルか電話による。
- 構成員国に1949条約、CEDAWの批准を、留保事情の撤回を促す。
- 人身売買犠牲者救援のために最低標準規則をまとめる。
- 人身売買事件を監視し、CSWか人権委員会に報告する。

2 地域レベル

- SAARC条約を再検討し、地域内の女性や子どもの経験及びそのニーズによりふさわしいものにする。
- 特別委員会を立ち上げ、女性及び子どもの人身売買に対する政策の影響を調査する。
- 地域報告者を指名し、人身売買による暴力の文書化及び監視を担当させる。
- 女性グループあるいはNGOとの協同により、人身売買についての国の報告書を作成する。
- 労働許可証を発行して、契約労働のための二国間協定
- 人身売買のエージェントに対する報復活動。
- 犠牲者が決める本国送還。
- 司法及び法施行要員の意識を涵養する。
- 平等規定を促進する。

3 国内レベル

- 人身法の改革により、ジェンダーの正義を保証する。
- CEDAWへの留保事項を取り下げる。
- 1949年条約を批准し、修正を考える。

- ・食料の確保、女性の雇用を保証する政策、開発の促進。
- ・調査手続きを改善する。
- ・大衆の意識化につながる教育、メディア計画。
- ・地方の政府代表に責任をもって人身売買の監視にあたらせる。
- ・国境の警察や司法担当者の意識の涵養。
- ・人身売買や精神的打撃の犠牲者に対する法的扶助、カウンセリングやシェルター
- ・人身売買の危険性についての情報を全NGO教育計画や学校教育に盛り込む。
- ・貸付け利用の監視や人身売買で知られる区域で貸付けを拡大するためのごく小さい貸付け機関
- ・権利と、人身売買の危険性に関するより広範な意識化をはかる。

タイからの報告・女性の国際間人身売買

バンコク女性の人身売買に対する世界同盟（GAATW）理事
シリポーン・スクロバネック

私はここに皆様とご一緒でき、また特にアジア太平洋における女性の人身売買の状況に関する情報を分かち合えることを光栄に感じています。

私は1994年タイで組織された国際ネットワークである、世界女性の人身売買に対する世界同盟の国際コーディネーターとして働いています。

GAATWの目的は、女性の移住を止めることではなく、関係する女性の人権が濫用されていることを、確実に関係当局が考慮に入れるように、することにあります。なされるべき努力が、実際の問題を処理していくように、同時に女性、特に売春にかかわった女性たちの傷つきやすい状況をさらに悪化させないように、彼女らの権利を求める闘争において、被害女性たちのかかわり合いを促進することが、我々の戦略となっています。

GAATWの活動には、この問題に関する学術調査の実施、及び国際間人身売買の被害の子どもたちや女性たちへの支援提供に関する教育が含まれます。GAATWは、活動家たちに、国際的人権の手段及び手法に親しんでもらうための、人権教育も計画しています。

重犯罪としての女性人身売買

女性の人身売買は重犯罪とみなされており、女性に対する暴力の一つの形態であるとみなされている。特に、アジア及び太平洋においては、この現象は増大傾向にあり、人身売買については、地域の内外両ルートがある。これにかかわる女性たちの出身が、アジアの国々でない、特に、ラテンアメリカからの女性たちの数も増加しています。

人身売買の形は2段階から1段階へと変わってきています。前者は大都会、特に、性産業に働く目的で、故郷から移住する女性たちの人材募集を指し、後者は、偽りの約束の下、強制売春もしくはその他の強制労働の状況下の海外での労働のために、世間知らずの若い女性たちを直接募集することを指しています。

第一段階型の被害者の典型で、自分の国籍をもっていないことがよくあることです。さまざまな民族集団の出身で、こうした女性たちの多くは、海外滞在時に国籍のない人間となって、最終目的国で留置所に保護されているのです。

女性人身売買は、国際間移住、労働輸出、売春観光旅行及び売春婦といった、その他の現象と入り交じった、最も複雑な問題である。貧困や失業が、人身売買の成長の一因となる重要な要素として通常あげられます。さらに、貧困からの解放という戦略を進めること

で、女性を彼女らの故国から押し出したり、人身売買にかかりやすくしたり、となお事態を悪化させる源ともなっている。役人が人身売買にかかわり合いになっていることはよく知られていることであり、広く伝えられている事実です。

国内及び国際間の武装闘争も、女性たちの生活に圧倒的な影響を与えています。こうした状況では、彼女らはたやすく性を基盤にした暴力や、性搾取のその他の形態に陥りやすいのです。彼女たちの仕事の性格から、売春婦の基本的人権は、あらゆる方法で侵害されている。伝統的な道徳と人種差別の増大を基に、売春目的に人身売買された移住女性たちは二重に、差別されているわけです。

しかし、売春と女性人身売買は、相互に関連した問題ではあるが、同じ問題ではありません。それぞれには、それぞれの異なった取組の戦略が必要である。発展途上国や、西ヨーロッパのような過渡期にある国々の貧困からの女性解放は、結果として売春として働く女性の数の増大へとなっています。

彼女たちの多くは、実際に自分自身があっせん業者でもある。生計をなんとか立てようとしている多くの人たちにとって、売春が最も実行可能な選択であることがよくあるので、売春を有罪とすることで、女性人身売買をするのをやめさせたり、女性を売り物にする仕事をするのを止めさせたりすることにはなっていません。

一般的に、売春に関する国の法令は、女性の無力さをむしろ助長するものとなりがちで、法の施行機関と売春にかかわった女性を、虐待や搾取する人身売買人の両方から、抑圧の道具として利用されることがよくあります。

彼女たちの労働条件を改善するために、法を適用する方法が効果的なのか、あるいは、性産業全体をなくすよう努力することが、より効果的なのか、という疑問が出てくる。一つの見解は、GAATW により支持されているものであるが、売春は、それ自体は女性に対する暴力ではない、ということです。したがって、闇わなければならぬ要素は、暴力と奴隸のような行為です。売春が詐欺、強制もしくは暴力により無理強いされたのであれば、リクルータ、ブローカー、エージェント及び雇用主に対し、法が施行されなければならないのです。

女性人身売買の再定義

女性人身売買問題を取り扱う上で、また取り組む上で、一つの重大問題は売春を目的にした人身売買を、一つの形態に制限した包括的かつ首尾一貫した定義がないことです。

GAATW は、人材募集過程と最終目的国での仕事の状態とを関連づけて、一つの新しい定義に取り組んでいます。その新しい定義の核となる要素は、暴力、人材募集、密輸、及び労働条件と生活条件での詐欺及び虐待行為である。この目的のために、GAATW が現在取り組んでいる定義は、次の通りである。：

女性人身売買

暴力もしくは暴力による脅し、権力もしくは優位な立場の濫用、借金のカタ、詐欺もしくはその他の強制の形の手段で、仕事もしくはメイドとして、国境を越えた女性の人材募集及び密輸にかかわるすべての行為。

強制労働及び奴隸まがいの業務

暴力もしくは暴力の脅し、権力もしくは優位な立場の濫用、借金のカタ、詐欺もしくはその他の強制形態の手段で、女性から仕事もしくは奉公を絞り取ること、もしくは、女性の合法上の身元及び肉体を私物化すること。

この二つ目の定義は、一般に女性たちが、売春目的を含め、あらゆる目的で国内もしくは国外に出稼ぎ移住することに同意している、という現実を認識している。しかし、彼女たちは奴隸のような条件の下で仕事もしくは生活することに同意したわけではない。したがって、主な関心事の一つは、（合法もしくは非合法な）移住や売春そのものに対して闘うことではなく、女性に対して虐待的な人材募集及び虐待的な行為を、止めさせるという点に焦点をおくことがあります。

今後への提案

GAATW は人身売買された人を人道主義的に扱うために、国際間標準規定を開発するよう提案しています。人権の基本原則は、起源国、経由国及び最終目的国の政府が行動する上での、指針として採用されるべきものである。こうした規定には、とりわけ、下記の事柄が含まれる必要があります。

- ・ 権力の地位にある人物からの、迫害もしくはいやがらせから解放される権利
- ・ 訴訟手続き中の適格な通訳の利用
- ・ 刑事処分もしくはその他の処分中の法的援助及び法的な申立の利用
- ・ 損害賠償を含め、賠償に対する合法的実現性の利用
- ・ 刑事、民事処分中の仮滞在許可、証人としての適切な保護のように、女性たちが加害者に対して刑事告訴の要求や、民事訴訟を可能とするための規定
- ・ 母国に戻ることが安全でない場合の、合法的滞在の許可、もしくは母国へ帰国することを望んだ場合の帰国への援助
- ・ 権力者側もしくは違反者側のどちらかの報復に対する保護

羽後静子氏・差別と人種差別に対する国際活動（IMADR）

彼女は、人身売買被害者の権利を回復するための地域間及び国際間の協力を開発する試みに、アジアの人身売買被害者を送る国と、受け入れる国における男女同権主義者の活動を結びつけるといったような IMADR の活動を紹介した。

また IMADR は、アジアにおける人身売買被害者の権利を回復するための、二つのシンポジウム（=討論会）を開き、警察官やその他官庁官吏の養成を促進するためのマニュアルを用意した。

これから活動として、彼女は今後の提案をした：国内法は、売春禁止には欠かせないものであるが、世界的な性産業が、女性を人材募集し、日本に売買するために展開してきた、広い範囲の相互につながりあった活動を妨害するには、十分ではないというのが IMADR の信念である。

彼女は、日本と交渉されるべき起源の国との、双務契約の必要性を提案した。それは、救済された人たちが再び、彼女たちの生まれた社会へとけ込ませるのを支援するための、プログラムを開発するためにも重要である。さらに、被害者たちが、犯罪者として扱われることがなくなるためには、関係した官職を持たない関係市民だけでなく、警官、入国管理及び官吏に対し養成コース（課程）を開発することが、被害者の権利と尊厳の保障にとってもきわめて重要なことである。

マブルダ・シリノバ女史氏・ウズベキスタン、SABR緊急避難センター、ディレクター

彼女は、傷つきやすい市民、つまり女性や若い人たちに、感情的、心理的、法的な援助を差しのべる目的で、1996 年 9 月にウズベキスタンのサマルカンドに設立された SABR 緊急センターの目的と活動を紹介した。

1996 年 11 月から 1998 年 6 月の間、1969 人が電話による相談を受け、244 人が、SABR センターで相談を受けた。同期間中、16 のセミナーが、地域のいたるところで行われ、情報の広報化も準備された。1998 年の SABR 活動計画によると、地域のあらゆる区域や村では、相談を受けられることになっている。

ウズベキスタンは、国連の常任国である。ウズベキスタンは、女性の権利を保障する基本文書に批准した、中央アジアの最初の国々の一つであり、ウズベキスタンの女性の法的地位は、その他のアジア諸国と比較すると高い方である。

しかし、独立の日以来、政府高官の上層部の中での女性の代表は少なくなった。これは主に都市中心部よりも田園地域に多く見られる、家長のしきたりの習慣に關係している。

独立後、女性たちは、売春の問題が増加するという厳しい経済状況に直面している。しかし、女性の人身売買問題はウズベキスタンではまだ深刻ではない。

今後の活動に関し、彼女は次のような提案をした。

- 1 売春目的の女性の人身売買問題を処理するための、政府及び非政府機関の強化
- 2 人身売買の被害者に対する、緊急センター及びシェルター（避難所）の開設
- 3 H I V／エイズや他の感染病、及びワークショップ（研究集会）を催すための、予防保健保護センターの設立、及びこのような病気の予防に関する情報の普及を目的とする、H I V／エイズボランティアの人たちへの研修

アニシティット・ロイ・チャウドハリー氏・SANLAAAP、インド

彼は、カルカッタのユニセフより権限委任を受けている彼の機関で行われた、研究の主な研究結果を紹介した。この研究を基に、彼は次のような提案をした。：

- 1 未成年を売り買ひすること自体を厳しく罰する。
- 2 インドでの結婚に登録を強制する法律の導入。
- 3 「子ども」の定義の範囲を広くすること。
- 4 人身売買した者に対する、より分かりやすい刑罰。
- 5 関係当局には、すべての水準で自覚を与えること。
- 6 警官、当局、裁判官へのオリエンテーション。
- 7 売春宿地域から救出された、いかなる人間や子どもに対し、同意なく HIV テストを受けさせないこと。
- 8 売春婦の子どもに対する非難をやめること。
- 9 生殖と性に関する基本的な保健教育を、売春した女性及び子どもに提供すること。
- 10 政府機関と非政府機関を通じて救出された、売春にかかわった子どもに対する本国送還手続きの簡素化と、社会再統合の調査すること。
- 11 救出された子どもの健康保護を、100%保障すること。
- 12 AIDS の脅かしと闘う、具体的な保護対策の体系化の必要性。
- 13 被害を受けやすい集団に対し、教育と法的自覚を向上させるため、政府は統一的な自覚パッケージプランを作ること。
- 14 子どもの虐待防止に向けた対策について、子どもに情報を与えること。
- 15 売春につながる宗教的で、伝統的かつ文化的信条と慣例を廃止すること。
- 16 若い少女たちの売春への誘導を防止するために、非政府機関は、その土地の組織団体と政府の力をかりて、草の根レベルで危険地帯に焦点を合わせること。
- 17 すべての女性が支援サービスを利用できること。
- 18 現行の法律の 100%実施。

適切な組織団体からの、こうした提案を実施することは、現在、危険な状態にある子ども状況を緩和するためには、長い道のりであると思われるが、将来、子どもたちがこうしたワナに踏み入れることを防ぐことになると思われる。

彼女は、政府が関係者個々に払うべき本当の配慮をせず、人身売買を主として国境管理問題としてかかわっていることに対し批判した。国民がなぜ出稼ぎ移住していくのかという問題や、人身売買となる原因に対して、何らの配慮もされてきていない。人身売買の社会経済状況は重要であり、貧困を取り除くことが主要な目的である、と彼女は指摘した。

彼女が焦点をおいた問題の一つに、南アジア社会の女性たちの、社会的な問題があった。女性たちの社会的地位は、彼女たちの結婚状況による。彼女たちの家族は、戻ってきた彼女たちを受け入れることができるほど余裕はない。そのため、女性たちが結婚先から逃げたり、離婚したりした場合には、別の選択が許されていないため、彼女たちに売春に従事することを余儀なくさせており、こうした傾向はますます増大している。

したがって、提案として、彼女は、結婚を登録させることと、離婚に適切な形の強制することの必要性をあげた。また、警官や国境管理官を敏感にするための活動ばかりでなく、自覚を築きあげる問題に関しても、努力が続けられなければならない。そこでさらに、彼女は二重の戦略を提案した。

1 自分で生まれた国に戻ることができるよう、彼女たちに法的支援を提供すること。ただし、多くの女性たちが帰国を望んでいるわけでないので、強制してはならない。政府は通常、女性たちの国籍を調べるだけで、個人の希望を無視する。こうした状況下の送還は、しばしばこうした女性たちにとって、強制送還のようになる場合がある。

したがって、さらなる柔軟な対応が必要であり、選択の権利は保障されなければならない。同時に、行政手続きの回復過程を簡素化すること。（時として、書類が紛失したり、入手不可能であったり、また女性たちは、長い間監禁されていることがあるため）

2 人身売買の過程と原因、及び犯罪者（人身売買あっせん者）に対してとるべき行動に専念すること。現在、バングラデシュの人身売買に対する刑罰は、（極刑であり）重すぎる。証拠が少ないことも考慮して、裁判官は、こうした生命にかかる刑罰を強行することに逡巡する。結果として、たいていの人身売買者たちは、何の刑罰もなしにすんでしまう。こうした意味で、法の施行当局は情報を公開すること。

バングラデシュ、パキスタン、インドの各国の女性グループは、たとえば、経済開発領域のような、もっと局地的な取り上げ方を求めてきた。彼らはまた、国境警察に人身売買にもっと反応させること、起源国、経由国、最終目的国におけるシェルター（避難所）と情報が必要であること、で意見が一致している。さらに、彼女たちを（持参金のしきたりといった）家長の慣習にもっと頼らなくともすむようにするために、女性の地位を変えるための、個人的な規定を考える必要がある。国際レベルから、人身売買の被害者の支援とともに、移住出稼ぎ労働者たちのために、合法的な就労許可が必要である。本国送還は自由意思でなければならないのである。

シリポーン・スクロバネック氏・GAATW、国際間コーディネーター

彼女は、重要な問題に関して調査を行うこと、国際間の人身売買の被害者である女性や子どもへの支援を提供することを訓練に含む、という GAATW の目的と戦略を紹介した。

GAATW はまた、活動家たちが国際的人権のインストルメント（＝手段）とメカニズム（＝手法）に親しむために、人権の養成課程を準備した。

彼女は、売春に関する国の法律が、立法実施機構及び女性を虐待、搾取して売買させている人身売買人たちの両方から、威圧的な道具としてしばしば使われることで、女性を無力化させる一因となっていると批判した。彼女たちの労働条件を改善するために、法律を適用することの方が役立つか、それとも性産業すべてを廃絶しようとすることの方が役立つか、という問題が出てくる。

GAATW が支援する見解は、売春それ自体は女性に対して暴力ではない、ということにある。したがって、闘う必要のある要素は、強制された奴隸まがいの行為である売春が、詐欺や強要、もしくは暴力により強制された場合は、リクルータ、ブローカー、エージェント及び雇用主に対し、法が実施されなければならない。

最後に、彼女は、最終目的国での仕事の状況や、人材募集の過程を結び付けている、人身売買の新たな定義を提案した。この新たな定義の核となる要素は、人材募集、密輸及び労働条件、居住条件下での暴力、ごまかし、及び虐待行為である。したがって、主要な関心は、移住（合法であれ非合法であれ）と闘うことでもなく、売春それ自体と闘うことでもない。焦点は、女性に対する虐待的な人材募集や虐待的行為を止めさせることである。

GAATW は、また、人身売買された人たちへの人道主義的扱いに対する、国際基準規定の開発を提案した。人権の基本原則は、出身国、通過国、最終目的国での政府の活動のための指針として用いられなければならない。これらの規定には、特に次の事柄が含まれる。

- 権力の地位にある人物からの、迫害もしくはいやがらせから解放される権利・訴訟手続き中の、適格な通訳の利用
- 刑事処分もしくはその他の処分中の、法的援助及び法的な申立の利用
- 損害賠償を含め、賠償に対する合法的実現性の利用
- 刑事、民事処分中の仮滞在の許可、証人としての適切な保護のように、女性たちの加害者に対し、刑事告訴の要求もしくは民事訴訟を可能にするための規定
- 母国に戻ることが安全でない場合の、合法的滞在の許可、もしくは母国へ帰国することを望んだ場合の帰国への援助
- 権力側もしくは、違反者側のどちらかの報復に対する保護

議論

売春と人身売買とを区別をすることが重要であると、ネリア・サンチョ（フィリピン）さんから発言があった。両者には相互関係があるが、同じではない。両者と闘うための解

決と戦略は異なっている。この問題の明らかな定義もまた重要である。

彼女はまた、政府と NGOとの取り組み方の違いを述べた。前者が犯罪の防止に、より興味を抱いているのに対し、後者は権利を回復することと人権の方に興味をもっていることである。

カンボジア女性センターのチャントル・オウング氏は、多くの話し手に対し自覚の向上を奨励している・・これは彼女の意見で本当に重要なものである。・・しかし、貧困の原因である田園地域の開発を強調することの方が、もっと重大であると感じた。

人身売買は、貧困を排除しさえすれば緩和されるのである。また、社会は、外部からの援助に頼ったものではなく、自分たちの手で援助されるべきものである。片方だけでは機能できないものであるから、国家的レベルにおいても、国際レベルにおいても、NGOと政府との協力は重要である。

法的手手続きには、まだ長い時間がかかるため、本国送還は、大きな問題のうちの一つである。さらに、NGOの多くのスタッフが、こうした問題を扱うのには、能力に限界がある。したがって、能力を築き上げていくことが、NGOや政府のスタッフにとって重要なことである（特に、長い戦争の終結以来のカンボジアにおいては）。

私は、今日のこの会議を可能にして下さった、ムーイ博士、水田さん、テルマ・カイさんに、心から感謝を述べたいと思う。

この会議は、ESCAP及びAWF共同の3回目の開催である。

- 1 東京で開催の「人権としての女性の権利」。
- 2 子どもと女性の人身売買及び商業的性の密輸に関するマニラ会議、当会議はまた ILOとIOMの主催による。
- 3 竹村泰子議員が、この問題の日に日に高まる重要性を強調した開会の辞を述べ、また、日本の体験にも触れた。
- 4 サイスリー・チュティクル上院議員が、タイでの概念と具体的措置に関し述べられた主要文書を提出した。
- 5 なぜ、会議なのか？

会議は、政府、NGO、市民社会、国際機関らが共に討論し、必要な処置に関し合意をするところであるから、会議は重要なのである。

AWFは、ESCAP、ILO、IOMと一緒に追跡調査を続ける。

最後に、再度、スタッフの人々、及びこの会議の事務局に感謝する。

女性の人身売買に関する南西アジア地域会議

ILO-IPC計画担当官
ハンス・パン・デ・グリンド

今回の発表では女性より子どもの人身売買について触れます。ILOの子どもの労働計画について働いているからです。しかし、私のコメントの多くは、女性の人身売買にも同じように当てはまります。

最初に今までILOが行ってきましたことから、人身売買について一般的なコメントを述べます。それからさまざまな機関の行動について、最後にILOの行動を取り上げます。

問題についてのいくつかの観察から

- 人身売買の流れは知られている経済不均衡と関連している。例えば、ビルマの少女は主として、タイへ売られる。タイの少女は主に日本に売られる。
- 人身売買はさまざまな理由から起こる。きわめて多いのは、最終的に性的搾取を含めた労働搾取という結果になることである。
- 売られる子どもたちの成り立ちや背景はたいてい、以下を含んでいる。教育の低レベル、家庭の機能不全、単親家庭、家の借金、社会的排除、都市でのよりよい生活への夢。
- 多くの調査がなされているが、よくあるように、依然分からぬことが多い。将来の研究では人身売買のネットワークの経済学に焦点を当てることが望まれる。利益のマージンや誰が支配しているのかも研究対象とすべきであろう。また、子どもの人身売買につながる文化の特別な要因、さらに意思決定過程における理論的根拠にも目を配る必要がある。

関与した機関や対応策の観察から

- 子どもの人身売買を扱おうとするどのような計画でも、国内政府の主な役割を認めるべきである。
- 人身売買業者がよく組織された国際犯罪者ネットワークの一部であることが多い。同時に、人身売買と闘おうとする機関の間の調整が実質的になされていない。
- NGOは現場でたいへんな仕事をしているが、往々にして規模が小さく、専門的な知識に欠ける。ネットワークづくりや協同作業の意味で能力を築いていくことは、技術を磨く、組織の知識を高めることと同じく、効果的で長期の行動には大事な優先事項でなければならない。

- 防止にウェイトをおくのは、結局はコスト効果のあるアプローチである。犠牲者の社会への再統合が複雑な問題だからである。
- しかし、人身売買の犠牲者がこのように多い限り、もちろん再統合支援を一全体的なアプローチにしたがって一行きう必要がある。
- 総合的な再統合（支援）には多岐にわたる専門知識が必要である。いろいろな分野の専門機関がそれぞれの強みを確認し、力を合わせて総合的なサービスパッケージ（例えば、職業訓練は精神的衝撃の治療が考慮されない限り、効果がないだろう）を提供すべきである。
- 人身売買に対して水も漏らさぬ法律を持つことと、効果的にそれを施行することは別のことである。さまざまな文書、会議が下級レベルでの法の施行者が十分な訓練を受けていない、人身売買に関する特定の法に疎いことが多く、通常は給料がたいそう安い。すべてこのような要因は基準以下の法律施行につながる。

子どもの労働と闘うILOの対応策

- ILOは子どもの労働の撲滅計画を旗印に、また売られた子どもの大多数が結局は搾取労働状態に陥るという見方で、子どもの人身売買に焦点を合わせている。さらに、子どもの労働や人身売買の根本原因は非常に似通っている。
- ILOは国際労働基準（雇用の最低年齢に関する条約138号、強制労働に関する条約29号など）の採択を通して、長年子どもの労働と闘う活動にあたってきている。それだけでなく、ILOはこの問題に関する情報の収集、提供を行い、調査を実施して子どもの労働撲滅に関する国際プログラム（略称：IPEC）を通じて各国へ技術的な直接支援を行っている。
- ILO—IPECプログラムは本物の世界プログラムになり、別々の地域の50ヶ国前後で運用が拡大し、世界中で総計約1000の行動プログラムが実施されている。
- このILO—IPEC戦略の大切な要素をいくつか挙げれば、国内の所有権、持続できる行動の確認と反復、子どもの労働の問題を国内政策に繰り入れること、子どもの労働の最悪形態を防止、廃止すること、さらに国内外レベルで広範なパートナー連合を育成することである。
- ILO—IPECによる活動の中心は、子どもの労働の搾取形態に徐々に比重が移され、子どもの人身売買と闘う活動を含んでいる。新しく提案される条約はこの子どもの労働の最悪形態に関してまとまり、1999年国際労働会議の際に採択に付されることになる。今年はじめ開かれた対子ども労働世界行進の間、この新しい条約に注目が集まつた。この行進はジュネーブのILO本部での新しい条約に関する議論が行われている間に終わった。提案される新しい条約の目的は、奴隸制、借金による拘束、売春、危険な職業、産業での仕事など子どもの労働の最悪形態を即刻禁止への要求を高めることで、（12歳以下の）幼い子ども、特に少女に焦点を置いている。

子どもの人身売買と闘うILOの対応策

- ・子どもの人身売買と闘う試験的活動はアジア諸国で実施されている。今までの教訓や調査活動の基づいて子どもの人身売買と闘う小地域計画のためのブロックづくりが確認されている。可能性のある対応策がある文書でまとめられた。表題は「労働搾取のための子どもの人身売買と闘う行動構想」である。これは1998年7月にバンコクで開催された、子どもの人身売買に関する小地域協議の間に配布された。コピーを入手できる。同じような報告が最近、カトマンズで出された。子どもの人身売買をめぐる南アジア小地域協議会の折である。
- ・考えられる対応策の主なグループ分けは以下の通りである。
 - (1) この問題を防止し、犠牲者を社会に再統合するための直接行動
 - (2) 政策変換のためのアドボカシーとキャンペーン
 - (3) (a) 立法、司法 (b) 調査と情報普及 (c) 国内の調整とネットワークづくり、を強化することで能力を高めていくこと
- ・小地域協議会での論議の間、ILO-IPECの支援活動の優先順位がさまざまな領域における能力づくり、ネットワークづくり、さらには調整の分野で確認された。

能力づくりに関して

相対的な利点を生かして、ILO-IPECは特定の対応策について手引き（例えば、職業訓練の手引き、一つは雇用創出に関して、もう一つは立法、司法に関して）を作成し、これらの問題に関する研修事業を現地パートナー機関に対して行う。その他の重要な対応策についての研修、例えば心理的・社会的カウンセリングや精神的打撃の治療などについては、ESCAPやUNICEFなどの機関と協力して行うべきである。

調整に関して

アジア各国において、ILO-IPECは国レベルで国内の調整を改善するために中心となる省を支援する。ネパールではすでに始まっている、女性社会福祉省がIPECの支援を受けて、ネパールにおける子どもの人身売買との戦いに関する調整を改善している。特別委員会が設置され、女性社会福祉省が中心的役割を担っている。あらゆる活動、また他の寄付者の支援する活動もこの特別委員会を通じ、活動の調整や細かいチェックが確実に行われるようになっている。

国内の中心地を国レベルでさらに設け、他機関や進行中のIPEC子ども労働プログラムと人身売買と闘う活動面での調整を確実に行おうとしている。これらの中心地は人身売買と闘うために国内特別委員会に技術的な支援やを行い、その補佐にあたることになる。

- ・これらのすべての活動において、新しい組織、構造を創るよりすでに利用できるものからはじめることが肝心である。例えば、メコン小地域の殆どの国では子どもの商業的搾取に対するストックホルム議会の行動計画の実施を託されている委員会があり、これを使用して、人身売買と闘う対応策の調整にあたることが考えられよう。
- ・私の最後のコメントは、国連特別機関に関する。その多くがすでに人身売買と闘う特別な活動を実施に移している。これらの活動は、出発点としてさらに進めていく

べきである。これは国連の特別機関やその他で進行中の、また計画中の活動について情報の共有を高めることでしか可能ではない。そのための仕組みがある。例えば、それぞれの国の駐在調整担当官は国連機関の長との2ヶ月ごとの会議の進行役にあたり、そこでは人身売買に関する問題が論議できる。小地域レベルでは、国連機関の特別活動はR I C A P（アジア太平洋地域機関内委員会）の下で調整可能である。もう一つの地域機関は人身売買に関する国連地域内特別委員会でここ12ヶ月にわたって幾度となく、会合を開いていて、小地域計画を開発して、専門国連機関の進行中の活動を補おうとしている。



IOMと女性の人身売買に関する地域会議

国際移住組織ではこの女性の人身売買に関する地域会議で演説の機会をいただきまして、喜んでおります。招待状の中で要請されました通り、本日は地域内の政治的、経済的、社会的環境より見た、新しい傾向、アプローチ、それに人身売買に対する行動の支援を中心にお話しいたします。

とはいいましても、女性の人身売買の問題は地域における経済的・社会的環境の変化に対応していますので、まず、この問題から入ろうと思います。

経済問題への一つの反応として、地域における受入国の多くが自国で不法に雇用されている外国人労働者により厳しい、迅速な制裁を課してきていて労働許可証入手できる可能性は急激に減っています。同時にかなりの需要が外国人労働に依然あることが観測されています。

世界の他の地域と同じようにこの地域でも現在、経済が落ち込み多くの民間会社はコストを切り下げる、生き残りを図らざるを得ない状況です。給料引き下げは一つの選択肢で、多くの会社がそれを適用しています。これをやる一つの方法が安い外国人の、しかも不定期の労働力の雇用です。

大量の供給と強い需要を背景に多くの国で実施された手段は、移住労働の制限を狙い、外国人労働者の存在をどうにかして削減するためでした。このようなやり方の一つも大きな、問題となる効果はただ、正規ではない移住を生み出し、外国人移住者の生活がさらに地下にもぐったことです。これはIOMにとって大きな問題です。

偽造旅行書類の調達、輸送、案内つきの国境越え、宿泊、及び仕事の斡旋などの「サービス」市場を創出しているのは、まさに国境をまたぐ移住の非合法性です。人身売買業者はこれらの「サービス」を有料で提供しているわけです。そのコストは移住者にとってはかなりなもので、人身売買は非常に儲かるビジネスと目されています。さまざまな制限が増えた現在でも変わりません。

経済不況の前には多くが比較的自由に地域の国境を越えて移住、しかも自分のやり方で移住できました。法の施行がそれほど厳しくなかったからです。いまでは、人身売買が安価な労働力の調達に以前より重要な役割を果たしていると信じられています。個々の正規ではない移住者に対して法律の施行が厳しくなったがために、多くの人が次第に目標に達するために人身売買業者の「サービス」を求めざるを得ない状況になっています。

移住者に危険で、コストが上がったのは正規ではない移住者の実際の輸送だけではありません。受入国での日常生活もかなりな程度、非合法なものが増えて影響を受けています。現在、正規ではない移住者は逮捕や強制送還されないように、雇用主の「保護」に大きく依存しています。雇用主や仲介人に依存度が高いそのことが、移住者をきわめて弱い立場

におくことがあります。彼らは虐待、搾取、屈辱、そして往々にして暴力に絶えなければならぬことになります。運のいい移住者だけが仕事の給料にありつけるわけです。

女性の人身売買

女性の人身売買はより大きな、正規ではない移住の全体像の一部ですが、それはまた、厄介な一部でもあります。女性の人身売買がどうして特別な注意に値するかといいますと、男性移住者と比べて女性移住者が比較的、傷つく度合いが高いためです。この傷つきやすさは社会における（男性より）低い社会的地位の結果ですし、それは歴史全体を通じて、また文化の違いを超えて起こってきています。

さらに問題は悪化した

現在の危機や正規ではない移住者の禁止で、正規ではない、売られた移住者の生活、特に女性のそれはさらに地下へ追いやられ、これらの人々の困難かつ、傷つきやすい状況が悪化しています：

- 正規ではない移住者は次第に雇用者あるいは代理人の保護に依存しなければならない。
- 彼ら移住者は自分の基本的人権に対する重大な侵害が彼らに対してなされていることを受け入れざるを得ない。これには往々にして、強奪、借金漬け、年季奉公、性的暴力、さらには搾取が含まれる。
- 彼ら移住者は絶えざる逮捕と強制送還の恐怖に生きているが、これは堕落した法律担当官によるさらなる搾取や虐待の危険を意味することがある。
- 正規ではない、売られた移住者、特に女性が虐待され、暴力を受け、あるいは搾取されることが多いという事実にもかかわらず、受入国で法的権利を享受することが滅多にない。警察に不満をいっても、逮捕され、不法入国で追及され、強制送還されるだけである。
- 売られた移住者はにせ医者あるいは、間に合わせの医療に頼らざるをえないことが多い。公共の医療を受けることができないからである。
- 売られた子どもたちは公教育を受けることができない。

新しい傾向、アプローチ及び支援

女性の人身売買はより大きな、正規ではない移住の全体像の一部なので、この現象に対する長期的な解決策を探る際には貧困、機会のなさ、乏しい資源、社会における低い女性の地位、さらに政治的経済的不安定性が全体として正規ではない移住の推進力となっていることを念頭におくことが大切です。結局、人口と開発に関するカイロ国際会議で合意されたように、政府、政府間及びNGOやその他の民間社会の要素が密な協同作業により、これらの根本原因に取り組む必要があります。

しかしながら、根本原因に取り組む、これらの行動者の善意、試みは地域の多くの国における経済状況の悪化のために大きく、損なわれています。

売られた移住者、特に女性の状況の悪化とともに、ここ1年前後の間に人身売買の犠牲者に対する直接支援、援助の必要性が高まっています。

したがって、IOMは根本原因に取り組むと同時に、実践的、実際的な見地から問題に取り組むことが次第に重要になってくる、と確信しています。

IOMは伝統的に、人身売買過程における二つの段階に取り組むことに焦点を置いてきています。

- まず、犠牲が生ずる前の予防により、人身売買の犠牲者となりかねない人に人身売買に関する情報を提供して、よく分かった上で意思決定をできるようにすること。
- 次に、人身売買の犠牲者に直接の支援、援助を行うこと。

地域における新たな傾向や推進力、牽引力の二つの要素が危機をかなり高めている事実を考慮して、IOMでは現在、直接支援、援助の分野での活動を強化することを考慮しています。

このような文脈からいくつつかの観察事項についてお話ししたいと思います。

政府や国際組織が人身売買の犠牲者に支援、援助を行うためには、このグループの人々が主として犯罪や搾取の犠牲者であって、入管法の違反者ではない、と見ることが重要な前提条件となります。

多くの政府にとってこのような見方の変換から、新しい活動範囲の全体が国際組織や政府、それにNGOに開かれます。それには以下が含まれます。

- 人身売買業者を罰する立法や適当な政策を進め、採択すること。
- システムややり方を打ち立てて、「通常の」正規ではない移住者と人身売買の犠牲者を見分けること。
- 人身売買の犠牲者に法的支援を行い、そのサービスや受難に対して適当な支払いを行うこと。
- 犠牲者が進んで人身売買業者に対する証人となるのを条件として、人身売買業者や搾取者をさらにその犯罪行為で追及すること。犠牲者には適切な保護と報酬を与えること。
- この大きな、今まで診てもらっていない人のグループに医療援助を行うこと。直接のニーズに応えることは別に、受入国における病気の広がるのも防止すること。
- シェルターやカウンセリングを受入国で提供すること。
- 無事な帰国や社会への再統合のための二国間協定を促進、締結すること。

正規ではない移住者や特に売られた女性の状況は悪化の道をたどっていますので、政府や国際社会からの強力な、総合的な調和のある反応が必要です。正しい方向での一歩として、IOMの考えをこの会議で皆さまと共有できる機会をいただき感謝しております。

この論議に加わっている多くの国や組織と密に協同しています。そして、共通の人間性に対する侮辱としての女性の人身売買に取り組む、成功への唯一の道としてこの協同行動にしっかりととかかわって行き続けます。

女性の人身売買に関する地域会議のためのUN D C P活動に関する情報

UN D C P 東アジア太平洋地域センター

UN D C Pには現在、女性及び子どもの人身売買に直接関連するプロジェクトなり活動はない。したがって、ここでは女性及び子どもの人身売買の分野と関連する領域に焦点を合わせ、対応策に関する勧告や活動を含めて今後の検討に委ねたい。

現在の活動

地域における計画や活動で得た地域センターの経験は小地域のコミュニケーションや協力を考える上でふさわしい。

国境なき活動

UN D C Pは国境を越えて麻薬取締り政策の一貫だけでなく、情報や技術的専門知識の共有を促進する戦略を取っている。地域の共同努力を強めるために、1995年、6ヶ国が申し合わせ事項に調印した。カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、タイ、それにベトナムである。これら6ヶ国は小地域における不正な麻薬の生産、人身売買、及び虐待の問題に取り組む活動について合意した。また展開中の1995-1998年小地域麻薬取締り活動計画に含まれている小地域内の共同行動の構想を採択した。少なくとも年1回会合を開き、地域における麻薬取締りの状況や、不正な麻薬問題への対処手段を見直し、あわせて考えられる将来の行動に関する勧告を採択することになっている。

今後の活動

子どもや青少年に対する性的虐待と搾取

大メコン小地域における子どもと若者の性的虐待と搾取撲滅に関するESCAPプロジェクトをめぐって、機関内の協同についてESCAPとの論議がなされている。参加国はカンボジア、中国（雲南省）、ラオスPDR、ミャンマー、タイ及びベトナムである。このプロジェクトの主な狙いは、社会サービスや保健要員のHRD能力を強化し、性的虐待や搾取の犠牲となった子どもと若者への回復、再統合過程の支援を改善していくことにある。参加国の関係省庁やNGOから社会サービス及び保健要員の参加が見込まれている。より詳しい情報はESCAPから入手できる。

ESCAPとの協議の中で、麻薬需要を削減する別の要素を取り上げて、性的虐待や搾取の子どもと青少年犠牲者の間の防止、治療及びリハビリを含む麻薬乱用問題に取り組むことになろう。物質乱用は子どもや青少年に対する性的虐待と搾取の原因と結果の双方にかかる重要な要因とみなされている。他方、危機にある子どもたちに取り組む組織や専門

スタッフの能力を築き上げる必要性も挙げられている。主な活動は薬物乱用問題に関するモジュールを社会サービスや保健要員の研修カリキュラムに統合させ、性的に虐待、搾取される子ども及び若者の薬物乱用防止、治療及びリハビリにおける彼ら要員の能力を高めることである。共同体レベルの試験プロジェクトについても、薬物乱用と性的搾取及び虐待される子どもや若者の関係について注意を涵養することを含めて、支援されることになる。

■ 麻薬取締りと犯罪防止のための事務所内の関連活動（ODCCP）

人身売買に関する世界プロジェクトは、国際犯罪防止センター（CIPC）と国連地域犯罪正義調査研究所（UNICRI）の共同行動となりつつある。このプロジェクトは主として3つの構成要素からなっている。すなわち、（1）人身売買、強制労働及び性的搾取の主要なタイプ、パターンと形態に関する世界的研究、（2）選ばれた小地域の国々で実施される技術支援手段のモジュール、（3）高レベルの国際会議で採択される人身売買に対する世界戦略行動である。技術支援は東アジア及び太平洋地域（フィリピン）、南及び西アジア（インドあるいはバングラデシュ）を含む選ばれた5つの小地域の国々で実施されるものと予想される。最終選択は資金を含めて、多くの要因次第である。

■ フィリピンにおける人身売買

CIPCはまた、フィリピンにおける人身売買に関する技術支援プロジェクトを開発中である。このプロジェクトは効果的な干渉戦略を確認し、人身売買や誘拐の主要なパターンに対抗し、かつ人身売買の取締りを強化するモデル計画を設計するものである。調査に基づく行動型のプロジェクトであり、特にフィリピン女性に焦点をおく。

多国間組織犯罪に対する条約と女性及び子どもの人身売買に関する選択的プロトコール構成員国は2000年までの完成を目指して、多国間組織犯罪条約について交渉を重ねている。この条約は証拠の交換、犯罪容疑者の引き渡し、証人の保護、訴訟手続きの移送、及びその他協力の領域でより効率よく、迅速に協同するための法的な基礎となる。並行して、構成員国は条約とプロトコールとなるその他の法的文書を開発中である。このプロトコールの一つが女性及び子どもの人身売買に関するものである。

■ 可能な干渉策と活動

- 人身売買と薬物売買はともに国境を越える問題で、不正取引、売買ルート、犯罪者組織ネットワークや法の施行のような領域で関連が考えられる。これらはまた、多くの分野に関連する問題で、そのため、強力な調整が求められる。UNDCP地域センターでは6つのMOU国間における国境をまたぐプロジェクトや小地域協同では広範な専門的知識を有している。このため、UNDCPでは国境なき問題の理解を高めるために積極的な役割を果たしていきたい。
- より効果的な人身売買取締りのためには、犯罪者組織及び関与している主要な人物についての情報や理解は重要な側面で、UNDCPでは取り上げられてきていない。女性